

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
土木工事共通仕様書 目 次	土木工事共通仕様書 目 次
第 1 編 共通編	第 1 編 共通編
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 節 [略]	第 1 節 [略]
1－1－1～1－1－4 [略]	1－1－1～1－1－4 [略]
<u>1－1－5 ワンデーレスポンス</u>	<u>[新設]</u>
1－1－ <u>6</u> ～1－1－ <u>33</u> [略]	1－1－ <u>5</u> ～1－1－ <u>32</u> [略]
1－1－ <u>34</u> <u>週休二日の対応</u>	<u>[移設]</u>
1－1－ <u>35</u> ～1－1－ <u>53</u> [略]	1－1－ <u>33</u> ～1－1－ <u>51</u> [略]
<u>[移設]</u>	1－1－ <u>52</u> <u>週休二日の対応</u>
1－1－ <u>54</u> [略]	1－1－ <u>53</u> [略]
第 2 章～第 20 章 [略]	第 2 章～第 20 章 [略]
工事請負契約、土木工事共通仕様書等に基づく提出様式	工事請負契約、土木工事共通仕様書等に基づく提出様式
参考 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表	参考 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表
建設副産物適正処理推進要綱の改正について	建設副産物適正処理推進要綱の改正について
建設工事の発注における再生資源の利用の促進について	建設工事の発注における再生資源の利用の促進について
建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について	建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について
土地改良事業における工事の安全対策について	土地改良事業における工事の安全対策について

改 正 後	改 正 前
第 1 編 共通編	第 1 編 共通編
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 節 総 則	第 1 節 総 則
1－1－1 適用	1－1－1 適用
1～5 〔略〕 〔削る。〕	1～5 〔略〕 <u>6 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第 27 条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。</u>
<u>6</u> 〔略〕 <u>7</u> 〔略〕	<u>7</u> 〔略〕 <u>8</u> 〔略〕
1－1－1～1－1－4 〔略〕	1－1－1～1－1－4 〔略〕
<u>1－1－5 ワンデーレスポンス</u> 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1 日あるいは適切な期限までに回答することをいう。	<u>〔新設〕</u>
1－1－ <u>6</u> ～1－1－ <u>14</u> 〔略〕	1－1－ <u>5</u> ～1－1－ <u>13</u> 〔略〕
1－1－ <u>15</u> 施工体制台帳及び施工体系図	1－1－ <u>14</u> 施工体制台帳及び施工体系図
1～5 〔略〕 6 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載しなければならない。	1～5 〔略〕 6 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載 <u>するものとし、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出</u> しなければならない。
7～11 〔略〕	7～11 〔略〕
1－1－ <u>16</u> ～1－1－ <u>22</u> 〔略〕	1－1－ <u>15</u> ～1－1－ <u>21</u> 〔略〕
1－1－ <u>23</u> 建設副産物	1－1－ <u>22</u> 建設副産物
1・2 〔略〕 3 受注者は、 <u>産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業</u> 廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に <u>提示</u> しなければならない。	1・2 〔略〕 3 受注者は、 <u>建設副産物が搬出される工事施工に当たり、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は</u> 廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に <u>関係資料を提出</u> しなければならない。
4～8 〔略〕 9 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第 7 項再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第 <u>8</u> 項再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	4～8 〔略〕 9 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「第 7 項再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第 <u>7</u> 項再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
10・11 〔略〕	10・11 〔略〕
1－1－ <u>24</u> 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適切な措置	1－1－ <u>23</u> 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適切な措置
1 〔略〕 2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。 なお、この書面は、本省 1－1－ <u>23</u> 建設副産物 <u>11</u> に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。	1 〔略〕 2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。 なお、この書面は、本省 1－1－ <u>22</u> 建設副産物 <u>6</u> に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。
(1)～(3) 〔略〕	(1)～(3) 〔略〕

改正後	改正前
1－1－25～1－1－28　【略】 1－1－29　工事完成検査 1～4　【略】 5　受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1－1－26 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。 1－1－30　既済部分検査 1～3　【略】 4　受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1－1－29 工事完成検査4の規定に従うものとする。 5　受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1－1－26 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。 1－1－31～1－1－33　【略】 1－1－34　週休二日の対応 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、<u>1週間に2日</u>以上の現場閉所または、<u>現場閉所を行うことが困難な工事においては</u>、技術者及び技能労働者が交替しながら<u>1週間に2日</u>以上の休日を確保するものであり、<u>その</u>実施に努めなければならない。 1－1－35　【略】 1－1－36　工事中の安全管理 1　受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針（20 農振第 2236 号平成 21 年 3 月 30 日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。 2～8　【略】 9　受注者は、公衆の見やすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。 なお、標示板については、本章1－1－41 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 10～19　【略】 1－1－37～1－1－40　【略】 1－1－41　環境対策 1　【略】 2　受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に連絡し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1－1－45 官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。 3～7　【略】 1－1－42・1－1－43　【略】	1－1－24～1－1－27　【略】 1－1－28　工事完成検査 1～4　【略】 5　受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1－1－25 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。 1－1－29　既済部分検査 1～3　【略】 4　受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1－1－28 工事完成検査4の規定に従うものとする。 5　受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1－1－25 監督職員による検査及び立会等の3に準じなければならない。 1－1－30～1－1－32　【略】 1－1－52　週休二日の対応　【移設】 1－1－33　【略】 1－1－34　工事中の安全管理 1　受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20 農振第 2236 号平成 21 年 3 月 30 日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。 2～8　【略】 9　受注者は、公衆の見えやすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。 なお、標示板については、本章1－1－39 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。 10～19　【略】 1－1－35～1－1－38　【略】 1－1－39　環境対策 1　【略】 2　受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1－1－43 官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。 3～7　【略】 1－1－40・1－1－41　【略】

改正後	改正前
1－1－<u>44</u> 諸法令、諸法規の遵守 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。 なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。 (1) ～ (68) [略] (69) <u>個人情報の保護に関する法律</u> (平成 15 年法律第 <u>57</u> 号) (70) ～ (72) [略] 1－1－<u>45</u>～1－1－<u>49</u> [略] 1－1－<u>50</u> 不可抗力による損害 1 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。 <u>(1) 波浪、高潮に起因する場合</u> <u>波浪、高潮が想定している設計条件以上、又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</u> (<u>2</u>) 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合 ア 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm以上 イ 1 時間雨量（任意の 60 分間における雨量をいう。）が 20 mm以上 <u>ウ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150 mm以上</u> <u>エ その他設計図書で定めた基準</u> (<u>3</u>) 強風に起因する場合 最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m／秒以上あった場合 <u>(4) 河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</u> (<u>5</u>) 地震、津波、豪雪に起因する場合 周囲の状況により判断し、相当の範囲に<u>わたって</u>、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 2 契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは本省 1－1－<u>36</u> 工事中の安全管理及び契約書第 27 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 1－1－<u>51</u>～1－1－<u>53</u> [略] 1－1－<u>34</u> 週休二日の対応 [移設] 1－1－<u>54</u> [略]	1－1－<u>42</u> 諸法令、諸法規の遵守 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。 なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次の掲げる法律及びこれらに関連する法令である。 (1) ～ (68) [略] (69) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u> (平成 15 年法律第 <u>58</u> 号) (70) ～ (72) [略] 1－1－<u>43</u>～1－1－<u>47</u> [略] 1－1－<u>48</u> 不可抗力による損害 1 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。 <u>[新設]</u> (<u>1</u>) 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合 ア 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80 mm以上 イ 1 時間雨量（任意の 60 分間における雨量をいう。）が 20 mm以上 <u>[新設]</u> (<u>2</u>) 強風に起因する場合 最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m／秒以上あった場合 <u>[新設]</u> (<u>3</u>) 地震、津波、<u>高潮及び豪雪</u>に起因する場合 <u>地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、</u>周囲の状況により判断し、相当の範囲に<u>渡って</u>、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 2 契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは本省 1－1－<u>34</u> 工事中の安全管理及び契約書第 27 条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。 1－1－<u>49</u>～1－1－<u>51</u> [略] 1－1－<u>52</u> 週休二日の対応 受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、<u>月単位で 4 週 8 休</u>以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が<u>交代</u>しながら<u>4 週 8 休</u>以上の休日確保<u>し</u>実施に努めなければならない。 1－1－<u>53</u> [略]

改正後	改正前
第2章 材 料 第1節～第3節 〔略〕 第4節 石材及び骨材 2－4－1～2－4－9 〔略〕 2－4－10 コンクリート用骨材 1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 （1）～（6） 〔略〕 （7）J I S A 5308 （レディミクストコンクリート）附属書 <u>JA</u>（レディミクストコンクリート用骨材） 2・3 〔略〕 2－4－11 〔略〕 第5節 鋼 材 2－5－1 〔略〕 2－5－2 鋼 材 鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 1～3 〔略〕 4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 （1）～（8） 〔略〕 <u>〔削る。〕</u> <u>（9）</u> J I S G 5526（ダクタイル鋳鉄管） 記号 D1～4、5 <u>（10）</u> J I S G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管） 記号 DF <u>（11）</u> J D P A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管） 記号 DA～DD <u>（12）</u> J D P A G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管） 記号 D1～D5、DPF <u>（13）</u> J D P A G 1042（NS形ダクタイル鋳鉄管） 記号 D1、D2、DS <u>（14）</u> J D P A G 1046（PN形ダクタイル鋳鉄管） 記号 D1～D4 <u>（15）</u> J D P A G 1053-2020（ALW形ダクタイル鋳鉄管） 記号 AL1、AL2、AW5 〔略〕 2－5－3～2－5－7 〔略〕 第6節～第8節 〔略〕 第9節 特殊コンクリート 2－9－1 一般事項 1 〔略〕 <u>〔削る。〕</u> 第10節～第12節 〔略〕	第2章 材 料 第1節～第3節 〔略〕 第4節 石材及び骨材 2－4－1～2－4－9 〔略〕 2－4－10 コンクリート用骨材 1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 （1）～（6） 〔略〕 （7）J I S A 5308 （レディミクストコンクリート）附属書 <u>A</u>（レディミクストコンクリート用骨材） 2・3 〔略〕 2－4－11 〔略〕 第5節 鋼 材 2－5－1 〔略〕 2－5－2 鋼 材 鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 1～3 〔略〕 4 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 （1）～（8） 〔略〕 <u>（9）J I S G 5525（排水用鋳鉄管）</u> <u>（10）</u> J I S G 5526（ダクタイル鋳鉄管） 記号 D1～4、5 <u>（11）</u> J I S G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管） 記号 DF <u>（12）</u> J D P A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管） 記号 DA～DD <u>（13）</u> J D P A G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管） 記号 D1～D5、DPF <u>（14）</u> J D P A G 1042（NS形ダクタイル鋳鉄管） 記号 D1、D2、DS <u>（15）</u> J D P A G 1046（PN形ダクタイル鋳鉄管） 記号 D1～D4 <u>（16）</u> J D P A G 1053-2020（ALW形ダクタイル鋳鉄管） 記号 AL1、AL2、AW5 〔略〕 2－5－3～2－5－7 〔略〕 第6節～第8節 〔略〕 第9節 特殊コンクリート 2－9－1 一般事項 1 〔略〕 <u>2 陶管は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</u> <u>（1）J I S R 1201（陶管）</u> 第10節～第12節 〔略〕

改正後	改正前
第3章 施工共通事項 第1節 [略] 第2節 一般事項 3－2－1 [略] 3－2－2 一般事項 1 施工計画 (1) 受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1－1－<u>6</u>施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議の上、作成するものとする。 (2) [略] 2～6 [略] 第3節 土 工 3－3－1～3－3－7 [略] 3－3－8 作業残土処理工 1 受注者は、建設発生土について、第1編1－1－<u>23</u>建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 2～4 [略] 第4節 基礎工 3－4－1 [略] 3－4－2 既製杭工 1 [略] 2 鋼杭工 (1)・(2) [略] (3) 現場継手を溶接により行う場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに次の規定によらなければならない。 ア～ク [略] ケ 受注者は、受注者は、上記の<u>カ</u>、<u>キ</u>のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等を監督職員に報告するものとする。 なお、報告前においても当該記録を常に整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 コ [略] (4) [略] 3 [略] 3－4－3～3－4－10 [略] 第5節・第6節 [略] 第7節 コンクリート	第3章 施工共通事項 第1節 [略] 第2節 一般事項 3－2－1 [略] 3－2－2 一般事項 1 施工計画 (1) 受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1－1－<u>5</u>施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議の上、作成するものとする。 (2) [略] 2～6 [略] 第3節 土 工 3－3－1～3－3－7 [略] 3－3－8 作業残土処理工 1 受注者は、建設発生土について、第1編1－1－<u>22</u>建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。 2～4 [略] 第4節 基礎工 3－4－1 [略] 3－4－2 既製杭工 1 [略] 2 鋼杭工 (1)・(2) [略] (3) 現場継手を溶接により行う場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに次の規定によらなければならない。 ア～ク [略] ケ 受注者は、受注者は、上記の<u>6)</u>、<u>7)</u>のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等を監督職員に報告するものとする。 なお、報告前においても当該記録を常に整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 コ [略] (4) [略] 3 [略] 3－4－3～3－4－10 [略] 第5節・第6節 [略] 第7節 コンクリート

改正後	改正前																																																																								
3－7－1～3－7－3 【略】 3－7－4 材料の計量 1 現場配合による場合の材料の計量1回当たりの計量値の許容差は、表 3-7-1 の値以下でなければならない。 表 3-7-1 計量値の許容差 <table><tr><th>材 料 の 種 類</th><th>計量値の許容差（％）</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨 材</td><td>3</td></tr><tr><td>混 和 材</td><td>2※</td></tr><tr><td>混 和 剤</td><td>3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1（％）とする。 2 【略】 3 受注者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、表 3-7-1 に示した許容差内である場合、体積で計量してもよい。 なお、バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。 3－7－5～3－7－10 【略】 3－7－11 養 生 1 【略】 2 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、<u>施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。</u>通常のコンクリート工事におけるコンクリート<u>の湿潤養生期間は、表 3-7-2 を目安とする。</u> 表 3-7-2 コンクリートの湿潤養生期間の目安 <table><tr><th>日平均気温</th><th>高炉セメントB種</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>中庸熱ポルトランドセメント</th><th>低熱ポルトランドセメント</th></tr><tr><td>15℃以上</td><td>7 日</td><td>5 日</td><td>3 日</td><td>8 日</td><td>10 日</td></tr><tr><td>10℃以上</td><td>9 日</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>9 日</td><td>※</td></tr><tr><td>5℃以上</td><td>12 日</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>12 日</td><td>※</td></tr></table> ※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。 注）寒中コンクリートの場合は、本章 3－10－2 寒中コンクリートによる。 【削る。】	材 料 の 種 類	計量値の許容差（％）	水	1	セメント	1	骨 材	3	混 和 材	2※	混 和 剤	3	日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	7 日	5 日	3 日	8 日	10 日	10℃以上	9 日	7 日	4 日	9 日	※	5℃以上	12 日	9 日	5 日	12 日	※	3－7－1～3－7－3 【略】 3－7－4 材料の計量 1 現場配合による場合の材料の計量1回当たりの計量値の許容差は、表 3-7-1 の値以下でなければならない。 表 3-7-1 計量値の許容差 <table><tr><th>材 料 の 種 類</th><th>最大値（％）</th></tr><tr><td>水</td><td>1</td></tr><tr><td>セメント</td><td>1</td></tr><tr><td>骨 材</td><td>3</td></tr><tr><td>混 和 材</td><td>2※</td></tr><tr><td>混 和 剤</td><td>3</td></tr></table> ※高炉スラグ微粉末の場合は、1（％）以内 2 【略】 3 受注者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、表 3-7-1 に示した許容差内である場合、容積で計量してもよい。 なお、バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。 3－7－5～3－7－10 【略】 3－7－11 養 生 1 【略】 2 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて<u>適切に定めなければならない。</u>通常のコンクリート工事におけるコンクリート<u>は、少なくとも次表の期間は、常に湿潤養生を行わなければならない。</u> 表 3-7-2 コンクリートの標準養生期間 <table><tr><th>日平均気温</th><th>高炉セメントB種</th><th>普通ポルトランドセメント</th><th>早強ポルトランドセメント</th><th>〔新設〕</th><th>〔新設〕</th></tr><tr><td>15℃以上</td><td>7 日</td><td>5 日</td><td>3 日</td><td>〔新設〕</td><td>〔新設〕</td></tr><tr><td>10℃以上</td><td>9 日</td><td>7 日</td><td>4 日</td><td>〔新設〕</td><td>〔新設〕</td></tr><tr><td>5℃以上</td><td>12 日</td><td>9 日</td><td>5 日</td><td>〔新設〕</td><td>〔新設〕</td></tr></table> 〔新設〕 注）寒中コンクリートの場合は、本章 3－10－2 寒中コンクリートによる。 3 <u>中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表 3-7-2 に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	材 料 の 種 類	最大値（％）	水	1	セメント	1	骨 材	3	混 和 材	2※	混 和 剤	3	日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	〔新設〕	〔新設〕	15℃以上	7 日	5 日	3 日	〔新設〕	〔新設〕	10℃以上	9 日	7 日	4 日	〔新設〕	〔新設〕	5℃以上	12 日	9 日	5 日	〔新設〕	〔新設〕
材 料 の 種 類	計量値の許容差（％）																																																																								
水	1																																																																								
セメント	1																																																																								
骨 材	3																																																																								
混 和 材	2※																																																																								
混 和 剤	3																																																																								
日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																																																				
15℃以上	7 日	5 日	3 日	8 日	10 日																																																																				
10℃以上	9 日	7 日	4 日	9 日	※																																																																				
5℃以上	12 日	9 日	5 日	12 日	※																																																																				
材 料 の 種 類	最大値（％）																																																																								
水	1																																																																								
セメント	1																																																																								
骨 材	3																																																																								
混 和 材	2※																																																																								
混 和 剤	3																																																																								
日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	〔新設〕	〔新設〕																																																																				
15℃以上	7 日	5 日	3 日	〔新設〕	〔新設〕																																																																				
10℃以上	9 日	7 日	4 日	〔新設〕	〔新設〕																																																																				
5℃以上	12 日	9 日	5 日	〔新設〕	〔新設〕																																																																				

改正後	改正前																																																				
3－7－12～3－7－14 【略】 第8節・第9節 【略】 第10節 特殊コンクリート 3－10－1 暑中コンクリート 1・2 【略】 3 コンクリート打込み （1）【略】 （2）受注者は、コンクリートの温度について、打込み時<u>の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。</u> （3）・（4） 【略】 4 【略】 3－10－2 寒中コンクリート 1 【略】 2 材 料 （1）受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を用いてはならない。 （2）・（3） 【略】 3 【略】 4 養 生 （1）～（3） 【略】 （4）受注者は、養生中コンクリートの温度を、5℃以上に保たなければならない。 また、養生期間について、特に監督職員が指示した場合のほかは、表 3-10-1 の値以上とする。 なお、養生期間の後、さらに2日間はコンクリートの温度を0℃以上に保たなければならない。 表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間 <table><tr><th rowspan="2"><u>5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</u></th><th rowspan="2">養生温度</th><th colspan="3">セメントの種類</th></tr><tr><th>普通ポルトランド</th><th>早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤</th><th>高炉セメント B 種</th></tr><tr><td rowspan="2"><u>① 厳しい気象条件</u></td><td>5℃</td><td>9日</td><td>5日</td><td>12日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7日</td><td>4日</td><td>9日</td></tr><tr><td rowspan="2"><u>② まれに凍結融解する程度の気象条件</u></td><td>5℃</td><td>4日</td><td>3日</td><td>5日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3日</td><td>2日</td><td>4日</td></tr></table> （注）W／C＝55％の場合を示した。W／Cがこれと異なる場合は増減する。 5 【略】 3－10－3 【略】 3－10－4 海水の作用を受けるコンクリート	<u>5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</u>	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	高炉セメント B 種	<u>① 厳しい気象条件</u>	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	<u>② まれに凍結融解する程度の気象条件</u>	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	3－7－12～3－7－14 【略】 第8節・第9節 【略】 第10節 特殊コンクリート 3－10－1 暑中コンクリート 1・2 【略】 3 コンクリート打込み （1）【略】 （2）受注者は、コンクリートの温度について、打込み時 <u>35℃以下を標準とする。なお、コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</u> （3）・（4） 【略】 4 【略】 3－10－2 寒中コンクリート 1 【略】 2 材 料 （1）受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を、<u>そのまま</u>用いてはならない。 （2）・（3） 【略】 3 【略】 4 養 生 （1）～（3） 【略】 （4）受注者は、養生中コンクリートの温度を、5℃以上に保たなければならない。 また、養生期間について、特に監督職員が指示した場合のほかは、表 3-10-1 の値以上とする。 なお、養生期間の後、さらに2日間はコンクリートの温度を0℃以上に保たなければならない。 表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間 <table><tr><th rowspan="2"><u>型枠取り外し直後に 構造物が曝される環境</u></th><th rowspan="2">養生温度</th><th colspan="3">セメントの種類</th></tr><tr><th>普通ポルトランド</th><th>早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤</th><th>高炉セメント B 種</th></tr><tr><td rowspan="2"><u>①連続してあるいは しばしば水で飽和 される部分</u></td><td>5℃</td><td>9日</td><td>5日</td><td>12日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7日</td><td>4日</td><td>9日</td></tr><tr><td rowspan="2"><u>② 普通の露出状態に あり①に属さない 部分</u></td><td>5℃</td><td>4日</td><td>3日</td><td>5日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3日</td><td>2日</td><td>4日</td></tr></table> （注）W／C＝55％の場合を示した。W／Cがこれと異なる場合は増減する。 5 【略】 3－10－3 【略】 3－10－4 海水の作用を受けるコンクリート	<u>型枠取り外し直後に 構造物が曝される環境</u>	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	高炉セメント B 種	<u>①連続してあるいは しばしば水で飽和 される部分</u>	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	<u>② 普通の露出状態に あり①に属さない 部分</u>	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日
<u>5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</u>			養生温度	セメントの種類																																																	
	普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤		高炉セメント B 種																																																	
<u>① 厳しい気象条件</u>	5℃	9日	5日	12日																																																	
	10℃	7日	4日	9日																																																	
<u>② まれに凍結融解する程度の気象条件</u>	5℃	4日	3日	5日																																																	
	10℃	3日	2日	4日																																																	
<u>型枠取り外し直後に 構造物が曝される環境</u>	養生温度	セメントの種類																																																			
		普通ポルトランド	早強ポルトランド 普通ポルトランド + 促進剤	高炉セメント B 種																																																	
<u>①連続してあるいは しばしば水で飽和 される部分</u>	5℃	9日	5日	12日																																																	
	10℃	7日	4日	9日																																																	
<u>② 普通の露出状態に あり①に属さない 部分</u>	5℃	4日	3日	5日																																																	
	10℃	3日	2日	4日																																																	

改 正 後	改 正 前
1 [略] 2 受注者は、本章 3－7－12 継目の規定によるものとする。 なお、設計図書に示す最高潮位から上 60<u>0mm</u> 及び最低潮位から下 60<u>0mm</u> の間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。 また、これ以外の場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 3－10－5～3－10－6 [略] 第 11 節 一般舗装工 3－11－1 [略] 3－11－2 塗装準備工 1・2 [略] 3 受注者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に<u>連絡</u>し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 3－11－3 アスファルト舗装工 1・2 [略] 3 セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。 (1)・(2) [略] (3) 受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿構造を有する倉庫等に、<u>品種別に区別して</u>貯蔵しなければならない。 (4)～(18) [略] 4・5 [略] 3－11－4 コンクリート舗装工 1 [略] 2 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に<u>連絡</u>し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 3～27 [略] 3－11－5 [略] 第 12 節 [略] 第 13 節 地盤改良工 3－13－1～3－13－4 [略] 3－13－5 締固め改良工 1 [略] 2 受注者は、施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督職員へ<u>連絡</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。 3 [略] 3－13－6 固結工 1・2 [略]	1 [略] 2 受注者は、本章 3－7－12 継目の規定によるものとする。 なお、設計図書に示す最高潮位から上 60<u>cm</u> 及び最低潮位から下 60<u>cm</u> の間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。 また、これ以外の場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 3－10－5～3－10－6 [略] 第 11 節 一般舗装工 3－11－1 [略] 3－11－2 塗装準備工 1・2 [略] 3 受注者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に<u>報告</u>し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 3－11－3 アスファルト舗装工 1・2 [略] 3 セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。 (1)・(2) [略] (3) 受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿<u>的な</u>構造を有する倉庫等に貯蔵しなければならない。 (4)～(18) [略] 4・5 [略] 3－11－4 コンクリート舗装工 1 [略] 2 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に<u>報告</u>し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 3～27 [略] 3－11－5 [略] 第 12 節 [略] 第 13 節 地盤改良工 3－13－1～3－13－4 [略] 3－13－5 締固め改良工 1 [略] 2 受注者は、施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督職員へ<u>報告</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。 3 [略] 3－13－6 固結工 1・2 [略]

改正後	改正前
3 受注者は、固結工法の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法に関して協議しなければならない。 4 受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督職員に連絡し、その対応方法に関して協議しなければならない。 5～10 [略] 3－13－7 置換工 1・2 [略] 3 受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に連絡し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 第14節～第18節 [略] 第19節 構造物撤去工 3－19－1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第1編1－1－23建設副産物の規定によるものとする。 3－19－2～3－19－4 [略] 3－19－5 運搬処理工 1 [略] 2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1－1－23建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。 第20節 仮設工 3－20－1 一般事項 1～3 [略] 4 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 なお、施工計画書の作成方法については、第1編1－1－6施工計画書によるものとする。 3－20－2～3－20－11 [略] 第21節 [略] 第2編 工事別編 第1章 [略] 第2章 農用地造成工事 第1節～第7節 [略] 第8節 ほ場内沈砂池工	3 受注者は、固結工法の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに監督職員へ報告し、その対応方法に関して協議しなければならない。 4 受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その対応方法に関して協議しなければならない。 5～10 [略] 3－13－7 置換工 1・2 [略] 3 受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督職員に報告し、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。 第14節～第18節 [略] 第19節 構造物撤去工 3－19－1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第1編1－1－22建設副産物の規定によるものとする。 3－19－2～3－19－4 [略] 3－19－5 運搬処理工 1 [略] 2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1－1－22建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督職員と協議しなければならない。 第20節 仮設工 3－20－1 一般事項 1～3 [略] 4 受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、上載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 なお、施工計画書の作成方法については、第1編1－1－5施工計画書によるものとする。 3－20－2～3－20－11 [略] 第21節 [略] 第2編 工事別編 第1章 [略] 第2章 農用地造成工事 第1節～第7節 [略] 第8節 ほ場内沈砂池工

改正後	改正前
2－8－1 ほ場内沈砂池工 1～4 〔略〕 5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1－1－<u>23</u>建設副産物の規定によるものとする。 第9節 〔略〕 第3章 〔略〕 第4章 水路トンネル工事 第1節 〔略〕 第2節 一般事項 4－2－1 〔略〕 4－2－2 一般事項 1・2 〔略〕 3 保安 (1) 〔略〕 (2) 受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合<u>には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。</u> ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督職員に<u>連絡</u>するものとする。 4 〔略〕 第3節～第8節 〔略〕 第5章 〔略〕 第6章 排水路工事・河川工事 第1節～第3節 〔略〕 第4節 構造物撤去工 6－4－1 一般事項 1 〔略〕 2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1－1－<u>23</u>建設副産物の規定によらなければならない。 3 〔略〕 6－4－2 〔略〕 第5節～第15節 〔略〕 第7章～第9章 〔略〕 第10章 フィルダム工事 第1節～第4節 〔略〕 第5節 原石採取工	2－8－1 ほ場内沈砂池工 1～4 〔略〕 5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1－1－<u>22</u>建設副産物の規定によるものとする。 第9節 〔略〕 第3章 〔略〕 第4章 水路トンネル工事 第1節 〔略〕 第2節 一般事項 4－2－1 〔略〕 4－2－2 一般事項 1・2 〔略〕 3 保安 (1) 〔略〕 (2) 受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合、<u>速やかに監督職員に報告するとともに、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。</u> ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督職員に<u>報告</u>するものとする。 4 〔略〕 第3節～第8節 〔略〕 第5章 〔略〕 第6章 排水路工事・河川工事 第1節～第3節 〔略〕 第4節 構造物撤去工 6－4－1 一般事項 1 〔略〕 2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1－1－<u>22</u>建設副産物の規定によらなければならない。 3 〔略〕 6－4－2 〔略〕 第5節～第15節 〔略〕 第7章～第9章 〔略〕 第10章 フィルダム工事 第1節～第4節 〔略〕 第5節 原石採取工

改正後	改正前
10－5－1 原石山表土廃棄岩処理 原石山表土廃棄岩処理については、第1編1－1－<u>23</u>建設副産物の規定によるものとする。 10－5－2 〔略〕 第6節～第12節 〔略〕 第13節 雑工事 10－13－1～10－13－4 〔略〕 10－13－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－<u>23</u>建設副産物及び第1編1－1－<u>24</u>特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 第14節 〔略〕 第11章 コンクリートダム工事 第1節～第5節 〔略〕 第6節 堤体工 11－6－1 コンクリート材料 1・2 〔略〕 3 材料の計量 (1) 〔略〕 (2) 受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、<u>第3章 3-7-4 材料の計量、表 3-7-1 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。</u> (3)・(4) 〔略〕 4 〔略〕 11－6－2～11－6－8 〔略〕 第7節 〔略〕 第8節 雑工事 11－8－1～11－8－4 〔略〕 11－8－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－<u>23</u>建設副産物及び第1編1－1－<u>24</u>特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 11－8－6・11－8－7 〔略〕 第12章 PC橋工事 第1節 〔略〕 第2節 一般事項	10－5－1 原石山表土廃棄岩処理 原石山表土廃棄岩処理については、第1編1－1－<u>22</u>建設副産物の規定によるものとする。 10－5－2 〔略〕 第6節～第12節 〔略〕 第13節 雑工事 10－13－1～10－13－4 〔略〕 10－13－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－<u>22</u>建設副産物及び第1編1－1－<u>23</u>特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 第14節 〔略〕 第11章 コンクリートダム工事 第1節～第5節 〔略〕 第6節 堤体工 11－6－1 コンクリート材料 1・2 〔略〕 3 材料の計量 (1) 〔略〕 (2) 受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、<u>容積で計量してもよい。</u> (3)・(4) 〔略〕 4 〔略〕 11－6－2～11－6－8 〔略〕 第7節 〔略〕 第8節 雑工事 11－8－1～11－8－4 〔略〕 11－8－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－<u>22</u>建設副産物及び第1編1－1－<u>23</u>特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。 11－8－6・11－8－7 〔略〕 第12章 PC橋工事 第1節 〔略〕 第2節 一般事項

改正後	改正前
12－2－1 【略】 12－2－2 一般事項 1 輸送工 （1）～（3） 【略】 （4）受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に<u>連絡</u>し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。 2・3 【略】 第3節 コンクリート橋架設工 12－3－1 【略】 12－3－2 横組工 1・2 【略】 3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 （1）～（5） 【略】 （6）緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、P C鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に<u>連絡</u>するとともに、原因を<u>調査</u>し、適切な措置を講じなければならない。 （7）～（11） 【略】 4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 （1）受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア～エ 【略】 オ 体積変化率は、P Cグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法（鉛直管方法）（<u>JSCE-F535</u>）に準じて求める値が－0.5～0.5%の範囲内であることを標準とする。 カ～ク 【略】 （2）～（6） 【略】 12－3－3 【略】 第4節 【略】 第5節 舗装工 12－5－1～12－5－2 【略】 12－5－3 ゲースアスファルト舗装工 1 【略】 2 受注者は、基盤面に異常を発見したとき、<u>直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して</u>監督職員と協議しなければならない。 3～5 【略】 6 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。 （1） 【略】 （2）接着剤の規格は表 12-5-1(1) <u>及び</u> 12-5-1(2) を満足するものでなければならない。	12－2－1 【略】 12－2－2 一般事項 1 輸送工 （1）～（3） 【略】 （4）受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に<u>報告</u>し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。 2・3 【略】 第3節 コンクリート橋架設工 12－3－1 【略】 12－3－2 横組工 1・2 【略】 3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 （1）～（5） 【略】 （6）緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、P C鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に<u>報告</u>するとともに、原因を<u>確認</u>し、適切な措置を講じなければならない。 （7）～（11） 【略】 4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 （1）受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 ア～エ 【略】 オ 体積変化率は、P Cグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法（鉛直管方法）（<u>JHS420-2004</u>）に準じて求める値が－0.5～0.5%の範囲内であることを標準とする。 カ～ク 【略】 （2）～（6） 【略】 12－3－3 【略】 第4節 【略】 第5節 舗装工 12－5－1～12－5－2 【略】 12－5－3 ゲースアスファルト舗装工 1 【略】 2 受注者は、基盤面に異常を発見したとき、<u>その処置方法について</u>監督職員と協議しなければならない。 3～5 【略】 6 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。 （1） 【略】 （2）接着剤の規格は表 12-5-1(1) <u>、</u> 12-5-1(2) <u>及び 12-5-1(3)</u> を満足するものでなければならない。

改 正 後		
表 12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用）		
項 目	規格値	試験方法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分（％）	50 以上	JIS K 6833-1, 2
粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2
指触乾燥時間（分）	90 以下	JIS K 5600
低温風曲試験（-10℃、3mm）	合格	JIS K 5600
基盤目試験（点）	10	JIS K 5600
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上	JIS K 5664
（注）基盤目試験の判定点は（一財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。		
表 12-5-1(2) 接着剤の規格（コンクリート床版用） [略]		
[削る。]		
（3）～（5） [略] 7～13 [略]		
12－5－4 [略]		
第6節 [略]		
第13章 [略]		
第14章 頭首工工事		
第1節～第8節 [略]		

改 正 前				
表 12-5-1(1) 接着剤の規格（鋼床版用）				
項 目	規格値			試験方法
	ゴムアスファルト系			
不揮発分（％）	50 以上			JIS K 6833-1, 2
粘度（25℃）[Poise(Pa・s)]	5(0.5)以下			JIS K 6833-1, 2
指触乾燥時間（分）	90 以下			JIS K 5600
低温風曲 <u>げ</u> 試験（-10℃、3cm）	合格			JIS K 5600
基盤 <u>面</u> 試験（点）	10			JIS K 5600
耐湿試験後の基盤目試験（点）	8 以上			JIS K 5664
塩水暴露試験後の基盤目試験（点）	8 以上			JIS K 5664
（注）基盤目試験の判定点は（財）日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。				
表 12-5-1(2) 接着剤の規格（コンクリート床版用） [略]				
<u>表 12-5-1(3) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型） プライマーの品質</u>				
<u>項 目</u>	<u>溶剤型</u>	<u>水密性</u>	<u>水性型</u>	<u>試験方法</u>
<u>指触乾燥時間 (23℃)</u>	<u>60 分以内</u>	<u>30 分以内</u>	<u>60 分以内</u>	<u>JIS K 5600-1 ※1</u>
<u>不揮発分 (%)</u>	<u>20 以上</u>	<u>50 以上</u>	<u>35 以上</u>	<u>JIS K 6833-1, 2 ※2</u>
<u>作 業 性</u>	<u>塗り作業に支障のないこと</u>			<u>JIS K 5600-1 ※1</u>
<u>耐 久 性</u>	<u>5 日間で異常のないこと</u>			<u>JIS K 5600-1 ※1</u>
<u>（注 1） ※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用すること。</u>				
<u>※2 試験方法は、JIS K 6833-1, 2、JIS K 6387-1, 2 などを参考に実施する。</u>				
<u>（注 2） 塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による。</u>				
（3）～（5） [略] 7～13 [略]				
12－5－4 [略]				
第6節 [略]				
第13章 [略]				
第14章 頭首工工事				
第1節～第8節 [略]				

改 正 後		改 正 前																																											
第9節 管理橋上部工		第9節 管理橋上部工																																											
14－9－1～14－9－4 [略]		14－9－1～14－9－4 [略]																																											
14－9－5 プレキャストブロック桁組立工		14－9－5 プレキャストブロック桁組立工																																											
1 [略]		1 [略]																																											
2 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・基準編（(公社)土木学会）における、J S C E－H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		2 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表 14-9-1 に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法としてはJ S C E－H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格 (案) コンクリート標準示方書・基準編（(公社)土木学会）によるものとする。																																											
[削る。]		表 14-9-1 樹脂系接着剤の標準品質規格 <table><tr><th colspan="2">品質項目</th><th>単 位</th><th>品質規格</th><th>試験温度</th><th>養生条件</th></tr><tr><td rowspan="4">未硬化接着剤</td><td>外観</td><td>＝</td><td>有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと</td><td>春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃</td><td rowspan="4">＝</td></tr><tr><td>粘 度</td><td>MPa・s (cP)</td><td>$\frac{1 \times 10^4}{(1 \times 10^4 \sim 1 \times 10^5)} \sim 10 \times 10^4$</td><td></td></tr><tr><td>可使時間</td><td>時間</td><td>2 以上</td><td></td></tr><tr><td>だれ最小厚さ</td><td>mm</td><td>0.3 以上</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">硬化した接着剤</td><td>比 重</td><td>＝</td><td>1.1～1.7</td><td rowspan="5">23±2℃</td><td rowspan="5">23±2℃ 7 日間</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm²)</td><td>12.5 以上 (125 以上)</td></tr><tr><td>圧縮強さ</td><td>$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm²)</td><td>50.0 以上 (500 以上)</td></tr><tr><td>引張せん断接着強さ</td><td>$\frac{N}{mm2}$ (kg f /cm2)</td><td>12.5 以上 (125 以上)</td></tr><tr><td>接着強さ</td><td>$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm²)</td><td>6.0 以上 (60 以上)</td></tr></table>		品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件	未硬化接着剤	外観	＝	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	＝	粘 度	MPa・s (cP)	$\frac{1 \times 10^4}{(1 \times 10^4 \sim 1 \times 10^5)} \sim 10 \times 10^4$		可使時間	時間	2 以上		だれ最小厚さ	mm	0.3 以上		硬化した接着剤	比 重	＝	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7 日間	引張強さ	$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm²)	12.5 以上 (125 以上)	圧縮強さ	$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm²)	50.0 以上 (500 以上)	引張せん断接着強さ	$\frac{N}{mm2}$ (kg f /cm2)	12.5 以上 (125 以上)	接着強さ	$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm²)	6.0 以上 (60 以上)
品質項目		単 位	品質規格	試験温度	養生条件																																								
未硬化接着剤	外観	＝	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	＝																																								
	粘 度	MPa・s (cP)	$\frac{1 \times 10^4}{(1 \times 10^4 \sim 1 \times 10^5)} \sim 10 \times 10^4$																																										
	可使時間	時間	2 以上																																										
	だれ最小厚さ	mm	0.3 以上																																										
硬化した接着剤	比 重	＝	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃ 7 日間																																								
	引張強さ	$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm²)	12.5 以上 (125 以上)																																										
	圧縮強さ	$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm²)	50.0 以上 (500 以上)																																										
	引張せん断接着強さ	$\frac{N}{mm2}$ (kg f /cm2)	12.5 以上 (125 以上)																																										
	接着強さ	$\frac{N}{mm^2}$ (kg f /cm²)	6.0 以上 (60 以上)																																										
(2)・(3) [略]		(2)・(3) [略]																																											
3・4 [略]		3・4 [略]																																											
14－9－6～14－9－12 [略]		14－9－6～14－9－12 [略]																																											

改 正 後	改 正 前
第 15 章 【略】 第 16 章 地すべり防止工事 第 1 節 【略】 第 2 節 一般事項 16－2－1 【略】 16－2－2 一般事項 1 受注者は、施工中工事区域内に<u>新たに予期できなかった</u>亀裂の発生等異常を認めた場合、<u>工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡</u>しなければならない。 2・3 【略】 第 3 節～第 15 節 【略】 第 17 章～第 19 章 【略】 第 20 章 推進工事 第 1 節～第 3 節 【略】 第 4 節 推進工 20－4－1・20－4－2 【略】 20－4－3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法） 1～8 【略】 9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第 1 編 1－1－<u>23</u> 建設副産物の規定によるものとする。 10 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督職員に<u>連絡</u>するとともに、事後の処理について協議しなければならない。 11・12 【略】 20－4－4～20－4－6 【略】 第 5 節 仮設工 20－5－1・12－5－2 【略】 20－5－3 泥水処理設備工 泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1－1－<u>23</u> 建設副産物及び第 1 編 3－21－2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。 なお、これにより難い場合については、監督職員と協議するものとする。 20－5－4～20－5－6 【略】	第 15 章 【略】 第 16 章 地すべり防止工事 第 1 節 【略】 第 2 節 一般事項 16－2－1 【略】 16－2－2 一般事項 1 受注者は、施工中工事区域内に<u>新たな</u>亀裂の発生等異常を認めた場合、<u>直ちに監督職員に報告</u>しなければならない。 2・3 【略】 第 3 節～第 15 節 【略】 第 17 章～第 19 章 【略】 第 20 章 推進工事 第 1 節～第 3 節 【略】 第 4 節 推進工 20－4－1・20－4－2 【略】 20－4－3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法） 1～8 【略】 9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第 1 編 1－1－<u>22</u> 建設副産物の規定によるものとする。 10 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督職員に<u>報告</u>するとともに、事後の処理について協議しなければならない。 11・12 【略】 20－4－4～20－4－6 【略】 第 5 節 仮設工 20－5－1・12－5－2 【略】 20－5－3 泥水処理設備工 泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1－1－<u>22</u> 建設副産物及び第 1 編 3－21－2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。 なお、これにより難い場合については、監督職員と協議するものとする。 20－5－4～20－5－6 【略】

改正後

工事請負契約、施設機械工事等共通仕様書等
に基づく提出様式

工事関係書類一覧表の整理

作成 時期	種 別	No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の 様式	書類作成の位置付け					電子契約 システム 取扱対象	情報共有 システム 取扱対象	提出 電子 納品	備考
						書類作成者		提出先		提示				
						発注者	受注者	監督職員	契約担当	受注者保管				
工事着手前	契約 書類	1	工事請負契約書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
		2	土木工事共通仕様書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
		3	特別仕様書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	○	発注者より提供する
		4	工事数量表	—	—	○	—	—	—	—	○	—	○	発注者より提供する
		5	図面	—	—	○	—	—	—	—	○	—	○	発注者より提供する
		6	現場説明書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
		7	(現場説明に対する) 質問回答書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
	契約 関係 書類	8	現場代理人及び主任技術者 等通知書	建設業法第19条の二 工事請負契約書第10条第1項	様式1	—	○	—	○	—	○	—	—	
		9	委任権限除外通知書	工事請負契約書第10条第4項	様式2	—	○	—	○	—	○	—	—	
		10	請負代金内訳書及び工程表	工事請負契約書第3条第1項 共通仕様書第1編1-1-4	様式3	—	○	—	○	—	○	—	—	
		11	建設業退職金共済制度掛金 収納書	共通仕様書第1編1-1- 52の4 現場説明書	様式4	—	○	—	○	—	—	—	—	電子メール等による提出可
		12	建設業退職金共済制度証紙 受払簿	平成11年3月31日付11地第269号 「建設業退職金共済制度の普及徹底 について」の5	—	—	○	—	—	○	—	—	—	購入状況を把握するため、提出を求 める場合がある 電子メール等による提示可
		13	請求書(前払金)	工事請負契約書第35条第1項	様式5	—	○	—	○	—	○	—	—	
		14	VE提案書(契約後VE)	工事請負契約書第19条の2第1項 平成27年10月1日付27農振第1408 号「契約後VE方式の入札契約手続き 等について」	様式6	—	○	—	○	—	—	—	—	契約締結後にVE提案を行わない場 合は不要 電子メール等による提出可
	工事 書類	15	施工計画書	共通仕様書第1編1-1- 6の1	—	—	○	●	—	—	—	○	○	重要変更の都度提出
		16	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1～5号に 該当する事実があった場合)	共通仕様書第1編1-1-3の2	—	—	○	●	—	—	—	○	○	契約書18条第1項に該当する事実 があった場合のみ提出
		17	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1～5号に 該当する事実がない場合)		—	—	○	—	—	○	—	○	○	契約書18条第1項に該当する事実 がない場合は提示
		18	工事測量結果(測量標及び 多角点設置)	共通仕様書第1編1-1- 42の1	—	—	○	●	—	—	—	○	○	
		19	工事測量結果(設計図書と の差異がある場合)		—	—	○	●	—	—	—	○	○	設計図書と照合し差異があった場 合のみ提出
		20	工事測量結果(設計図書と の差異がない場合)		—	—	○	—	—	○	—	○	○	設計図書と照合し差異がない場合 は提示
		21	施工体制台帳	共通仕様書第1編1-1- 15の1	様式7-1	—	○	●	—	—	○	○	○	下請け契約を締結する全ての工事 で提出
	施工 体制	21-1	再下請負通知書	工事請負契約書第7条 共通仕様書第1編1-1-15の1	様式7-2	—	○		—	—	○	○		
		21-2	作業員名簿	共通仕様書第1編1-1-15の1	様式7-3	—	○		—	—	○	○		
		22	施工体系図	共通仕様書第1編1-1- 15の2	様式8	—	○		—	—	—	○		
	そ 他	23	再生資源利用計画書	共通仕様書第1編1-1- 23の5	様式9	—	○	○	—	—	—	○	○	該当する建設資材を搬入する場合、 施工計画書へ含めて提出
		24	再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編1-1- 23の6	様式10	—	○	○	—	—	—	○	○	該当する建設資材を搬出する場合、 施工計画書へ含めて提出
		25	通知書(建設リサイクル法第11 条)	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律第11条	様式11	○	—	—	—	—	—	—	—	都道府県知事等に提出 電子メール等による提出可
		26	説明書(建設リサイクル法第12 条)	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律第12条第1項	様式12	—	○	—	○	—	—	—	—	電子メール等による提出可
		27	建設工事に係る資材の再資 源化に関する法律第13条に 基づく記載事項	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律第13条第1項	様式13	—	○	—	○	—	—	—	—	電子メール等による提出可
		27-1	工事の施工効率向上対策議 事録	—	様式42	○	—	—	—	—	—	○	○	

改正前

工事請負契約、施設機械工事等共通仕様書等
に基づく提出様式

工事関係書類一覧表の整理

作成 時期	種 別	No.	書類名称	書類作成の根拠	工事関係書類の 様式	書類作成の位置付け					電子契約 システム 取扱対象	情報共有 システム 取扱対象	提出 電子 納品	備考
						書類作成者		提出先		提示				
						発注者	受注者	監督職員	契約担当	受注者保管				
工事着手前	契約 書類	1	工事請負契約書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
		2	土木工事共通仕様書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
		3	特別仕様書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	○	発注者より提供する
		4	工事数量表	—	—	○	—	—	—	—	○	—	○	発注者より提供する
		5	図面	—	—	○	—	—	—	—	○	—	○	発注者より提供する
		6	現場説明書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
		7	(現場説明に対する) 質問回答書	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	
	契約 関係 書類	8	現場代理人及び主任技術者 等通知書	建設業法第19条の二 工事請負契約書第10条第1項	様式1	—	○	—	○	—	○	—	—	
		9	委任権限除外通知書	工事請負契約書第10条第4項	様式2	—	○	—	○	—	○	—	—	
		10	請負代金内訳書及び工程表	工事請負契約書第3条第1項 共通仕様書第1編1-1-4	様式3	—	○	—	○	—	○	—	—	
		11	建設業退職金共済制度掛金 収納書	共通仕様書第1編1-1- 50の3	様式4	—	○	—	○	—	—	—	—	電子メール等による提出可
		12	建設業退職金共済制度証紙 受払簿	平成11年3月31日付11地第269号 「建設業退職金共済制度の普及徹底 について」の5	—	—	○	—	—	○	—	—	—	購入状況を把握するため、提出を求 める場合がある 電子メール等による提示可
		13	請求書(前払金)	工事請負契約書第35条第1項	様式5	—	○	—	○	—	○	—	—	
		14	VE提案書(契約後VE)	工事請負契約書第19条の2第1項 平成27年10月1日付27農振第1408 号「契約後VE方式の入札契約手続き 等について」	様式6	—	○	—	○	—	—	—	—	契約締結後にVE提案を行わない場 合は不要 電子メール等による提出可
	工事 書類	15	施工計画書	共通仕様書第1編1-1- 5の1	—	—	○	●	—	—	—	○	○	重要変更の都度提出
		16	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1～5号に 該当する事実があった場合)	共通仕様書第1編1-1-3の2	—	—	○	●	—	—	—	○	○	契約書18条第1項に該当する事実 があった場合のみ提出
		17	設計図書の照査確認資料 (契約書18条第1項1～5号に 該当する事実がない場合)		—	—	○	—	—	○	—	○	○	契約書18条第1項に該当する事実 がない場合は提示
		18	工事測量結果(測量標及び 多角点設置)	共通仕様書第1編1-1- 45の1	—	—	○	●	—	—	—	○	○	
		19	工事測量結果(設計図書と の差異がある場合)		—	—	○	●	—	—	—	○	○	設計図書と照合し差異があった場 合のみ提出
		20	工事測量結果(設計図書と の差異がない場合)		—	—	○	—	—	○	—	○	○	設計図書と照合し差異がない場合 は提示
		21	施工体制台帳	共通仕様書第1編1-1- 14の1	様式7-1	—	○	●	—	—	○	○	○	下請け契約を締結する全ての工事 で提出
	施工 体制	21-1	再下請負通知書	工事請負契約書第7条 共通仕様書第1編1-1-14の1	様式7-2	—	○		—	—	○	○		
		[新設] [新設]		[新設]	[新設]	[新設]	[新設]		—	—	[新設]	[新設]		
		22	施工体系図	共通仕様書第1編1-1- 14の2	様式8	—	○		—	—	—	○		
	そ 他	23	再生資源利用計画書	共通仕様書第1編1-1- 22の5	様式9	—	○	○	—	—	—	○	○	該当する建設資材を搬入する場合、 施工計画書へ含めて提出
		24	再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編1-1- 22の6	様式10	—	○	○	—	—	—	○	○	該当する建設資材を搬出する場合、 施工計画書へ含めて提出
		25	通知書(建設リサイクル法第11 条)	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律第11条	様式11	○	—	—	—	—	—	—	—	都道府県知事等に提出 電子メール等による提出可
		26	説明書(建設リサイクル法第12 条)	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律第12条第1項	様式12	—	○	—	○	—	—	—	—	電子メール等による提出可
		27	建設工事に係る資材の再資 源化に関する法律第13条に 基づく記載事項	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律第13条第1項	様式13	—	○	—	○	—	—	—	—	電子メール等による提出可
		27-1	工事の施工効率向上対策議 事録		様式42	○	—	—	—	—	—	○	○	

改 正 後														改 正 前													
施 工 中	契約関係書類	中間前払金	28	中間前金払認定額	工事請負契約書第35条第5項	様式14	—	○	—	○	—	○	—	—	請求しなければ不要												
			29	工事出来高内訳書	昭和53年7月3日付53経第1224号「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」	様式15	—	○	—	○	—	○	—	〃													
			30	検査済材料費計算書	昭和53年7月3日付53経第1224号「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」	様式16	—	○	—	○	—	○	—	〃													
			31	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条第4項	様式17	—	○	—	○	—	○	—	〃													
		完済部分検査	32	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条第1項	様式18	—	○	—	○	—	○	—	〃													
			33	(指定部分)引渡書	工事請負契約書第39条第1項	様式19	—	○	—	○	—	○	—	〃													
			34	請求書(指定部分支払)	工事請負契約書第39条第1項	様式20	—	○	—	○	—	○	—	〃													
			35	既済部分出来高明細書	工事請負契約書第38条第2項	様式21	—	○	—	○	—	○	—	〃													
		既済部分検査	36	出来形部分検査(第 回)	工事請負契約書第38条第2項	様式22	—	○	—	○	—	○	—	〃													
			37	既済部分出来高明細書	工事請負契約書第38条第2項	様式21	—	○	—	○	—	○	—	〃													
	38		請求書(第 回部分払金)	工事請負契約書第38条第5項	様式23	—	○	—	○	—	○	—	〃														
	修補	39	修補完了報告書	工事請負契約書第32条第1項	様式24	—	○	○	—	—	—	▲	○	修補がなければ不要													
		40	修補完了届	工事請負契約書第32条第6項	様式25	—	○	—	○	—	○	—	—	〃													
	工期変更	41	工期変更願	工事請負契約書第22条	様式26	—	○	—	○	—	○	—	—	工期の変更を請求しない場合は不要													
		42	工期変更協議	共通仕様書第1編1-1-20の3～6	—	—	○	●	—	—	○	—	○	〃													
	支給材料	43	支給材料請求書 貸与品請求書	共通仕様書第1編1-1-21の2	様式27	—	○	—	○	—	○	—	—	支給材料、貸与品がない場合は不要													
		44	支給材料受領書 貸与品借用書	工事請負契約書第15条第3項 共通仕様書第1編1-1-21の3	様式28	—	○	—	○	—	○	—	—														
		45	支給材料返還書 貸与品返還書	工事請負契約書第15条第9項 共通仕様書第1編1-1-21の6	様式29	—	○	—	○	—	○	—	—														
	その他	46	部分使用承諾	工事請負契約書第34条第1項	—	○	—	—	—	—	—	▲	○	部分使用がない場合は不要													
		47	工事現場発生材報告書	共通仕様書第1編1-1-22	様式30	—	○	○	—	—	○	○	○	現場発生材がない場合は不要													
	工事書類	施工管理	48	打合簿(協議)	共通仕様書第1編1-1-20の19	様式31	○	○	○	—	—	—	○	○	一部電子納品対象外あり(紙媒体提出のみ)												
			49	打合簿(承諾)	共通仕様書第1編1-1-20の20		○	○	○	—	—	—	○	○													
			50	打合簿(指示)	共通仕様書第1編1-1-20の21		○	—	—	—	—	—	○	○													
			51	打合簿(提出)	共通仕様書第1編1-1-20の22		—	○	○	—	—	—	○	○													
			52	打合簿(報告)	共通仕様書第1編1-1-20の24		—	○	○	—	—	—	○	○													
			53	打合簿(通知)	共通仕様書第1編1-1-20の25		○	—	—	—	—	—	○	○													
			54	関係機関との手続き書類 (許可等の写し)	共通仕様書第1編1-1-45の3	—	—	○	●	—	—	—	○	○	手続きがない場合は不要												
			55	関係機関との交渉記録 (交渉内容報告)	共通仕様書第1編1-1-45の7	—	—	○	●	—	—	—	○	○	交渉がない場合は不要												
		安全管理	56	立会願	工事請負契約書第13条第3項	様式32	—	○	○	—	—	—	—	○	—	最終立会日のものを提出する											
			57	施工段階確認簿	施工段階確認実施要領3(3)ウ	様式33	—	○	○	—	—	—	—	○	○	設計図書で規定された場合に提出											
			58	材料検査簿	地方農政局請負工事等監督要領第2章第10(3)	様式34	○	—	—	—	—	—	—	○	—	材料検査結果を記録											
			59	材料承諾	共通仕様書第2編2-1-2	—	—	○	●	—	—	—	—	○	○	設計図書及び監督職員が指示する材料について打合簿(承諾)にて提出											
			60	休日等作業届	共通仕様書第1編1-1-46の1	様式35	—	○	○	—	—	—	—	○	—	休日等に作業を行う場合に提出											
			61	安全・訓練等実施状況報告書	共通仕様書第1編1-1-36の10(3)	—	—	○	—	—	—	○	—	—	○	—											
			62	事故報告書	共通仕様書第1編1-1-40	様式36	—	○	○	—	—	—	—	▲	○	事故が発生しなければ不要											
		工程管理	63	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書第1編1-1-33	様式37	—	○	○	—	—	—	—	○	—												
			64	出来形図 出来形数量内訳書	共通仕様書第1編1-1-30の2 中間技術検査実施細則第5	—	—	○	●	—	—	—	—	▲	—	既存部分検査、中間技術検査を実施しない場合は不要											
	その他	65	廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書第1編1-1-23の3	搬出先からの証明	—	○	二	—	〇	—	二	二	〔附る。〕													
		66	〔附る。〕	〔附る。〕	〔附る。〕	〔附る。〕	〔附る。〕	〔附る。〕	〔附る。〕	〔附る。〕	〔附る。〕	〔附る。〕	〔附る。〕	〔附る。〕													

施 工 中	契約関係書類	中間前払金	28	中間前金払認定額	工事請負契約書第35条第5項	様式14	—	○	—	○	—	○	—	—	請求しなければ不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			29	工事出来高内訳書	昭和53年7月3日付53経第1224号「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」	様式15	—	○	—	○	—	○	—	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			30	検査済材料費計算書	昭和53年7月3日付53経第1224号「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」	様式16	—	○	—	○	—	○	—	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			31	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条第4項	様式17	—	○	—	○	—	○	—	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		完済部分検査	32	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条第1項	様式18	—	○	—	○	—	○	—	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			33	(指定部分)引渡書	工事請負契約書第39条第1項	様式19	—	○	—	○	—	○	—	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			34	請求書(指定部分支払)	工事請負契約書第39条第1項	様式20	—	○	—	○	—	○	—	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			35	既済部分出来高明細書	工事請負契約書第38条第2項	様式21	—	○	—	○	—	○	—	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		既済部分検査	36	出来形部分検査(第 回)	工事請負契約書第38条第2項	様式22	—	○	—	○	—	○	—	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
			37	既済部分出来高明細書	工事請負契約書第38条第2項	様式21	—	○	—	○	—	○	—	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	38		請求書(第 回部分払金)	工事請負契約書第38条第5項	様式23	—	○	—	○	—	○	—	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	修補	39	修補完了報告書	工事請負契約書第32条第1項	様式24	—	○	○	—	—	—	▲	○	修補がなければ不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		40	修補完了届	工事請負契約書第32条第6項	様式25	—	○	—	○	—	○	—	—	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	工期変更	41	工期変更願	工事請負契約書第22条	様式26	—	○	—	○	—	○	—	—	工期の変更を請求しない場合は不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		42	工期変更協議	共通仕様書第1編1-1-18の3～6	—	—	○	●	—	—	○	—	○	〃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	支給材料	43	支給材料請求書 貸与品請求書	共通仕様書第1編1-1-20の2	様式27	—	○	—	○	—	○	—	—	支給材料、貸与品がない場合は不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		44	支給材料受領書 貸与品借用書	工事請負契約書第15条第3項 共通仕様書第1編1-1-20の3	様式28	—	○	—	○	—	○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		45	支給材料返還書 貸与品返還書	工事請負契約書第15条第9項 共通仕様書第1編1-1-20の6	様式29	—	○	—	○	—	○	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	その他	46	部分使用承諾	工事請負契約書第34条第1項	—	○	—	—	—	—	—	▲	○	部分使用がない場合は不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		47	工事現場発生材報告書	共通仕様書第1編1-1-21	様式30	—	○	○	—	—	○	○	○	現場発生材がない場合は不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	工事書類	施工管理	48	打合簿(協議)	共通仕様書第1編1-1-2の19	様式31	○	○	○	—	—	—	—	○	○	一部電子納品対象外あり(紙媒体提出のみ)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			49	打合簿(承諾)	共通仕様書第1編1-1-2の20		○	○	○	—	—	—	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			50	打合簿(指示)	共通仕様書第1編1-1-2の21		○	—	—	—	—	—	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			51	打合簿(提出)	共通仕様書第1編1-1-2の22		—	○	○	—	—	—	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			52	打合簿(報告)	共通仕様書第1編1-1-2の24		—	○	○	—	—	—	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			53	打合簿(通知)	共通仕様書第1編1-1-2の25		○	—	—	—	—	—	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			54	関係機関との手続き書類 (許可等の写し)	共通仕様書第1編1-1-43の3	—	—	○	●	—	—	—	—	○	○	手続きがない場合は不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			55	関係機関との交渉記録 (交渉内容報告)	共通仕様書第1編1-1-43の7	—	—	○	●	—	—	—	—	○	○	交渉がない場合は不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		安全管理	56	立会願	工事請負契約書第13条第3項	様式32	—	○	○	—	—	—	—	○	—	最終立会日のものを提出する																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			57	施工段階確認簿	施工段階確認実施要領3(3)ウ	様式33	—	○	○	—	—	—	—	○	○	設計図書で規定された場合に提出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			58	材料検査簿	地方農政局請負工事等監督要領第2章第10(3)	様式34	○	—	—	—	—	—	—	○	—	材料検査結果を記録																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			59	材料承諾	共通仕様書第2編2-1-2	—	—	○	●	—	—	—	—	○	○	設計図書及び監督職員が指示する材料について打合簿(承諾)にて提出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			60	休日等作業届	共通仕様書第1編1-1-44の1	様式35	—	○	○	—	—	—	—	○	—	休日等に作業を行う場合に提出																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			61	安全・訓練等実施状況報告書	共通仕様書第1編1-1-34の10(3)	—	—	○	—	—	—	○	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			62	事故報告書	共通仕様書第1編1-1-38	様式36	—	○	○	—	—	—	—	—	▲	○	事故が発生しなければ不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		工程管理	63	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書第1編1-1-32	様式37	—	○	○	—	—	—	—	○	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			64	出来形図 出来形数量内訳書	共通仕様書第1編1-1-29の2 中間技術検査実施細則第5	—	—	○	●	—	—	—	—	—	▲	—	既存部分検査、中間技術検査を実施しない場合は不要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	その他	65	廃棄物管理票(マニフェスト)	共通仕様書第1編1-1-22の3	搬出先からの証明	—	○	●	—	二	—	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

改 正 後													改 正 前												
工事完成時	契約関係書類	64	完成通知書	工事請負契約書第32条第1項	様式38	－	○	－	○	－	○	－	－												
		67	修補完了報告書	工事請負契約書第32条第1項	様式24	－	○	○	－	－	○	－	○	修補がなければ不要											
		68	修補完了届	工事請負契約書第32条第6項	様式25	－	○	－	○	－	○	－	－	〃											
		69	引渡書	工事請負契約書第32条第4項	様式19	－	○	－	○	－	○	－	－												
		70	請求書(完成払金)	工事請負契約書第33条第1項	様式39	－	○	－	○	－	○	－	－												
	工事書類	71	出来形管理図表	共通仕様書第1編1-1-29の1	土木工事 施工管理基準	－	○	●	－	－	－	▲	○												
		72	出来形数量	共通仕様書第1編1-1-29の2	－	－	○	●	－	－	－	▲	○												
		73	出来形図	共通仕様書第1編1-1-29の3	－	－	○	●	－	－	－	▲	○												
		74	品質管理図表	共通仕様書第1編1-1-29の1	土木工事 施工管理基準	－	○	●	－	－	－	▲	○												
		75	工事材料品質証明書	共通仕様書第1編1-1-29の2	－	－	○	●	－	－	－	▲	○												
		76	工事写真	共通仕様書第1編1-1-29の1(3) 共通仕様書第1編1-1-29の1	土木工事 施工管理基準	－	○	●	－	－	－	▲	○												
		77	工事特性・創意工夫・社会性等・技術提案確認に関する実施状況	共通仕様書第1編1-1-40 平成13年4月2日付12経第2806号別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式のガイドライン」第2V2(2)	様式40	－	○	●	－	－	－	○	－	該当項目がある場合に報告											
		78	工事完成図	共通仕様書第1編1-1-28	図面	－	○	●	－	－	－	▲	○	施工承諾の内容を最終の設計図に反映した図面											
		79	電子納品	共通仕様書第1編1-1-28の1	電子媒体	－	○	○	－	－	／	／	○	CD-R、DVD-R又はBD-R											
	その他	80	報告書(建設リサイクル法第18条)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項	様式41	－	○	○	－	－	－	▲	○	該当する資材がある場合提出											
		81	再生資源利用計画書(実施書)	共通仕様書第1編1-1-23の6 共通仕様書第1編1-1-23	様式9	－	○	○	－	－	－	○	○	該当する建設資材を搬入した場合提出											
		82	再生資源利用促進計画書(実施書)	共通仕様書第1編1-1-23の6 共通仕様書第1編1-1-23	様式10	－	○	○	－	－	－	○	○	該当する建設副産物を搬出した場合提出											

(注)提出欄に「●」表記のある書類は、打合簿を添付して提出。
提出物について、共通仕様書第1編1-1-2(29)により伝達された書類の紙による提出は不要とする。
情報共有システム取扱対象欄に「▲」表記のある書類は、打合簿に添付することで、情報共有システムによる提出が可能な書類。

工事関係書類様式
(様式1)～(様式3) 〔略〕

改 正 前																
工事完成時	契約関係書類	64	完成通知書	工事請負契約書第32条第1項	様式38	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－	
		67	修補完了報告書	工事請負契約書第32条第1項	様式24	－	○	○	－	－	○	－	○	修補がなければ不要		
		68	修補完了届	工事請負契約書第32条第6項	様式25	－	○	－	○	－	○	－	－	〃		
		69	引渡書	工事請負契約書第32条第4項	様式19	－	○	－	○	－	○	－	－			
		70	請求書(完成払金)	工事請負契約書第33条第1項	様式39	－	○	－	○	－	○	－	－			
	工事書類	71	出来形管理図表	共通仕様書第1編1-1-29の1	土木工事 施工管理基準	－	○	●	－	－	－	▲	○			
		72	出来形数量	共通仕様書第1編1-1-29の2	－	－	○	●	－	－	－	▲	○			
		73	出来形図	共通仕様書第1編1-1-29の3	－	－	○	●	－	－	－	▲	○			
		74	品質管理図表	共通仕様書第1編1-1-29の1	土木工事 施工管理基準	－	○	●	－	－	－	▲	○			
		75	工事材料品質証明書	共通仕様書第1編1-1-29の2	－	－	○	●	－	－	－	▲	○			
		76	工事写真	共通仕様書第1編1-1-29の1(3) 共通仕様書第1編1-1-29の1	土木工事 施工管理基準	－	○	●	－	－	－	▲	○			
		77	工事特性・創意工夫・社会性等・技術提案確認に関する実施状況	共通仕様書第1編1-1-40 平成13年4月2日付12経第2806号別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式のガイドライン」第2V2(2)	様式40	－	○	●	－	－	－	○	－	該当項目がある場合に報告		
		78	工事完成図	共通仕様書第1編1-1-28	図面	－	○	●	－	－	－	▲	○	施工承諾の内容を最終の設計図に反映した図面		
		79	電子納品	共通仕様書第1編1-1-28の1	電子媒体	－	○	○	－	－	／	／	○	CD-R、DVD-R又はBD-R		
	その他	80	報告書(建設リサイクル法第18条)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項	様式41	－	○	○	－	－	－	▲	○	該当する資材がある場合提出		
		81	再生資源利用計画書(実施書)	共通仕様書第1編1-1-23の6 共通仕様書第1編1-1-23	様式9	－	○	○	－	－	－	○	○	該当する建設資材を搬入した場合提出		
		82	再生資源利用促進計画書(実施書)	共通仕様書第1編1-1-23の6 共通仕様書第1編1-1-23	様式10	－	○	○	－	－	－	○	○	該当する建設副産物を搬出した場合提出		

(注)提出欄に「●」表記のある書類は、打合簿を添付して提出。
提出物について、共通仕様書第1編1-1-2(29)により伝達された書類の紙による提出は不要とする。
情報共有システム取扱対象欄に「▲」表記のある書類は、打合簿に添付することで、情報共有システムによる提出が可能な書類。

工事関係書類様式
(様式1)～(様式3) 〔略〕

改正後	改正前																
(様式4-1) 建設業退職金共済制度掛金収納書 年 月 日 (契約担当官等) (官 職 氏 名) 殿 受注者 住 所 会 社 名 等 現場代理人 工 事 名 年 月 日契約締結した上記の工事について、土木工事共通仕様書第1編1-1-52第4項の規定に基づき掛金収納書を提出いたします。 <table><thead><tr><th>契約金額</th><th></th><th>購入金額</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4"></td></tr></tbody></table> (注) 1. 枠内に掛金収納書を貼り付けること。 2. 局契約に係るものについては、事業所等を経由して提出すること。 (様式4-2)～(様式6) [略]	契約金額		購入金額						(様式4-1) 建設業退職金共済制度掛金収納書 年 月 日 (契約担当官等) (官 職 氏 名) 殿 受注者 住 所 会 社 名 等 現場代理人 工 事 名 年 月 日契約締結した上記の工事について、土木工事共通仕様書第1編1-1-50第3項の規定に基づき掛金収納書を提出いたします。 <table><thead><tr><th>契約金額</th><th></th><th>購入金額</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4"></td></tr></tbody></table> (注) 1. 枠内に掛金収納書を貼り付けること。 2. 局契約に係るものについては、事業所等を経由して提出すること。 (様式4-2)～(様式6) [略]	契約金額		購入金額					
契約金額		購入金額															
契約金額		購入金額															

改正後										改正前															
(様式 7－1)										(様式 7－1)															
年 月 日										年 月 日															
施工体制台帳様式					施工体制台帳					施工体制台帳様式					施工体制台帳										
[会 社 名・事業者 ID]										[会 社 名・事業者 ID]															
[事業所名・現 場 ID]										[事業所名・現 場 ID]															
建設業の 許 可		許可業種		許 可 番 号				許可（更新）年月日		建設業の 許 可		許可業種		許 可 番 号				許可（更新）年月日							
		工事業		大臣 知事		特定 一般		第 号				年 月 日		工事業		大臣 知事		特定 一般		第 号		年 月 日			
		工事業		大臣 知事		特定 一般		第 号				年 月 日		工事業		大臣 知事		特定 一般		第 号		年 月 日			
工事名称 及 工事内容										工事名称 及 工事内容															
発注者名 及 住 所		〒								発注者名 及 住 所		〒													
工 期		自 年 月 日 至 年 月 日		契 約 日		年 月 日		工 期		自 年 月 日 至 年 月 日		契 約 日		年 月 日											
契 約 営 業 所		区 分		名 称				住 所		契 約 営 業 所		区 分		名 称				住 所							
		元請契約										元請契約													
		下請契約										下請契約													
健康保険等 の加入状況		保険加入の 有無		健康保険		厚生年金保険		雇用保険		健康保険等 の加入状況		保険加入の 有無		健康保険		厚生年金保険		雇用保険							
				加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外						加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外									
		事業所整理 記号等		区 分		営業所の名称		健康保険		厚生年金保険		雇用保険		事業所整理 記号等		区 分		営業所の名称		健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
				元請契約												元請契約									
発注者の 監督員名						権限及び 意見申出 方 法				発注者の 監督員名						権限及び 意見申出 方 法									
監督員名						権限及び 意見申出 方 法				監督員名						権限及び 意見申出 方 法									
現 場 代理人名						権限及び 意見申出 方 法				現 場 代理人名						権限及び 意見申出 方 法									
監理(主任) 技術者名		専 任 非専任				資格内容				監理(主任) 技術者名		専 任 非専任				資格内容									
監理技術者 補佐名						資格内容				監理技術者 補佐名						資格内容									
専 門 技術者名						専 門 技術者名				専 門 技術者名						専 門 技術者名									
資 格 内 容						資 格 内 容				資 格 内 容						資 格 内 容									
担 当 工 事 内 容						担 当 工 事 内 容				担 当 工 事 内 容						担 当 工 事 内 容									
一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）		有 無		外国人技能実習生の 従事の状況（有無）				有 無		一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）		有 無		外国人建設就 労者の従事の 状況（有無）				有 無		外国人技能実 習生の従事の 状況（有無）		有 無			

改 正 後	改 正 前
(記入要領) 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。 (監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 4 監督員名とは、建設業法第 19 条の 2 第 2 項に基づくものであること。 5 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。 ①各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。 ②元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。 ③健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 ④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 ⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合の本店の労働保険番号を記載すること。 6 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 [削る。] <u>7</u> 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 <u>8</u> 監理技術者補佐欄は、配置を希望する場合のみ記載すること。	(記入要領) 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。 (監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 4 監督員名とは、建設業法第 19 条の 2 第 2 項に基づくものであること。 5 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。 ①各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。 ②元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。 ③健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 ④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 ⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合の本店の労働保険番号を記載すること。 6 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 <u>7</u> <u>外国人建設就労者が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。</u> <u>8</u> 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 <u>9</u> 監理技術者補佐欄は、配置を希望する場合のみ記載すること。

改 正 後										改 正 前											
《下請負人に関する事項》																					
会 社 名 事業者 ID					代表者名					会 社 名 事業者 ID					代表者名						
住 所 電話番号					〒 (tel - -)					住 所 電話番号					〒 (tel - -)						
工事名称 及 び 工事内容										工事名称 及 び 工事内容											
工 期					自 年 月 日 至 年 月 日 契 約 日					工 期					自 年 月 日 至 年 月 日 契 約 日						
建設業の 許 可		施工に必要な許可業種			許 可 番 号			許可（更新）年月日			建設業の 許 可		施工に必要な許可業種			許 可 番 号			許可（更新）年月日		
		工事業			大臣 特定 第 号 知事 一般			年 月 日					工事業			大臣 特定 第 号 知事 一般			年 月 日		
		工事業			大臣 特定 第 号 知事 一般			年 月 日					工事業			大臣 特定 第 号 知事 一般			年 月 日		
健康保険等 の加入状況		保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		健康保険等 の加入状況		保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険					
			加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外														
		事業所整 理記号等	営業所の名称		健康保険		厚生年金保険				雇用保険		事業所整 理記号等	営業所の名称		健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
現場代理人名					安全衛生責任者名					現場代理人名					安全衛生責任者名						
権 限 及 び 意見申出方法					安全衛生推進者名					権 限 及 び 意見申出方法					安全衛生推進者名						
※主任技術者名		専 任 非専任			雇用管理責任者名					※主任技術者名		専 任 非専任			雇用管理責任者名						
資 格 内 容					※ 専門技術者名					資 格 内 容					※ 専門技術者名						
					資 格 内 容										資 格 内 容						
					担 当 工 事 内 容										担 当 工 事 内 容						
一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）					有 無					外国人技能実習生の 従事の状況（有無）					有 無						
※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕																					
1 主任技術者の配置状況について〔専任・非専任〕のいずれかに○印を付すこと。																					
2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）																					
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。																					
3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）																					
① 経験年数による場合																					
1) 大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験																					
2) 高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験																					
3) その他 10年以上の実務経験																					
※〔主任技術者、専門技術者の記入要領〕																					
1 主任技術者の配置状況について〔専任・非専任〕のいずれかに○印を付すこと。																					
2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）																					
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。																					
3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）																					
① 経験年数による場合																					
1) 大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験																					
2) 高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験																					
3) その他 10年以上の実務経験																					

改正後	改正前
② 資格等による場合 1) 建設業法「技術検定」 2) 建築士法「建築士試験」 3) 技術士法「技術士試験」 4) 電気工事士法「電気工事士試験」 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」 6) 消防法「消防設備士試験」 7) 職業能力開発促進法「技能検定」	② 資格等による場合 1) 建設業法「技術検定」 2) 建築士法「建築士試験」 3) 技術士法「技術士試験」 4) 電気工事士法「電気工事士試験」 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」 6) 消防法「消防設備士試験」 7) 職業能力開発促進法「技能検定」
※ [健康保険等の加入状況の記入要領] 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。 6 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 [削る。] <u>7</u> 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。	※ [健康保険等の加入状況の記入要領] 1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。 2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。 3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 5 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。 6 一号特定技能外国人が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 <u>7 外国人建設就労者が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。</u> <u>8</u> 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。

改 正 後										改 正 前													
(様式 7 - 2)										(様式 7 - 2)													
年 月 日										年 月 日													
施工体制台帳様式					再 下 請 負 通 知 書					施工体制台帳様式					再 下 請 負 通 知 書								
直近上位 注文者名										直近上位 注文者名													
【報告下請負業者】										【報告下請負業者】													
住 所										住 所													
元請名称・ 事業者 ID					会社名・ 事業者 ID					元請名称・ 事業者 ID					会社名・ 事業者 ID								
代表者名										代表者名													
《自社に関する事項》										《自社に関する事項》													
工事名称 及 工事内容										工事名称 及 工事内容													
工 期		自 年 月 日 至 年 月 日		注文者との 契 約 日		年 月 日				工 期		自 年 月 日 至 年 月 日		注文者との 契 約 日		年 月 日							
建設業の 許 可		施工に必要な許可業種		許 可 番 号				許可（更新）年月日				建設業の 許 可		施工に必要な許可業種		許 可 番 号				許可（更新）年月日			
		工事業		大臣 特定 第 号 知事 一般		年 月 日				工事業				大臣 特定 第 号 知事 一般		年 月 日							
		工事業		大臣 特定 第 号 知事 一般		年 月 日				工事業				大臣 特定 第 号 知事 一般		年 月 日							
健康保険等 の加入状況		保険加入 の有無		健康保険		厚生年金保険		雇用保険		健康保険等 の加入状況		保険加入 の有無		健康保険		厚生年金保険		雇用保険					
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外				加入 未加入 適用除外											
		事業所整 理記号等		営業所の名称		健康保険		厚生年金保険				雇用保険		事業所整 理記号等		営業所の名称		健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
監 督 員 名				安全衛生責任者名						監 督 員 名				安全衛生責任者名									
権限及び 意見申出方法				安全衛生推進者名						権限及び 意見申出方法				安全衛生推進者名									
現場代理人名				雇用管理責任者名						現場代理人名				雇用管理責任者名									
権限及び 意見申出方法				専 門 技 術 者 名						権限及び 意見申出方法				専 門 技 術 者 名									
主任技術者名		専 任 非専任		資 格 内 容						主任技術者名		専 任 非専任		資 格 内 容									
資 格 内 容				担当工事内容						資 格 内 容				担当工事内容									
一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）		有 無		外国人技能実習生の 従事の状況（有無）		有 無				一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）		有 無		外国人建設就労 者の従事の状況 （有無）		有 無		外国人技能実習 生の従事の状況 （有無）					

改正後										改正前											
《再下請関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。										《再下請関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。											
会社名・事業者 ID					代表者名					会社名・事業者 ID					代表者名						
住 所 電話番号										住 所 電話番号											
工事名称 及 び 工事内容										工事名称 及 び 工事内容											
工 期		自		年		月		日		契 約 日				年		月		日			
建設業の 許 可		施工に必要な許可業種			許 可 番 号			許可（更新）年月日			建設業の 許 可		施工に必要な許可業種			許 可 番 号			許可（更新）年月日		
		工事業			大臣 知事		特定 一般		第 号				年			月		日			
		工事業			大臣 知事		特定 一般		第 号				年			月		日			
健康保険等 の加入状況		保険加入 の有無		健康保険		厚生年金保険		雇用保険		健康保険等 の加入状況		保険加入 の有無		健康保険		厚生年金保険		雇用保険			
				加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外						加入 未加入 適用除外							
		事業所整理 記号等		営業所の名称		健康保険		厚生年金保険				雇用保険		事業所整理 記号等		営業所の名称		健康保険		厚生年金保険	
現場代理人名					安全衛生責任者名					現場代理人名					安全衛生責任者名						
権限及び 意見申出方法					安全衛生推進者名					権限及び 意見申出方法					安全衛生推進者名						
主任技術者名		専 任 非専任			雇用管理責任者名					主任技術者名		専 任 非専任			雇用管理責任者名						
資格内容					専門技術者名					資格内容					専門技術者名						
					資格内容										資格内容						
					担当工事内容										担当工事内容						
一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）				有 無		外国人技能実習生の 従事の状況（有無）				有 無		一号特定技能外国人の 従事の状況（有無）				有 無		外国人技能実習生の 従事の状況（有無）		有 無	

（様式7－3）

事業所の名称
・現場ID
所長名

事業所に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名・事業者ID

元請
確認欄

提出日

年 月 日

（次）会社名・事業者ID

（様式8）～（様式13－2－②）

〔略〕

番号

ふりがな
氏名
技能者ID

職
種

※

生年月日
年齢
年 月 日
歳
年 月 日
歳
年 月 日
歳
年 月 日
歳
年 月 日
歳
年 月 日
歳
年 月 日
歳
年 月 日
歳

健康保険
年金保険
雇用保険

建設業退職金
共済制度
中小企業退職金
共済制度

雇入・職長
特別教育

教 育・資 格・免 許
技能講習
免 許

入場年月日
受入教育
実施年月日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日
年 月 日

（注）1．※印欄には次の記号を入れる。

（注）2．作業主任者は作業を直接指導する職務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業場所との作業主任者を兼務することは、法的に認められないので、複数の兼任としない。

（注）3．現場ID・事業者ID・技能者IDとは建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものであり、登録していなければ記載不要である。

（注）4．各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一掃でもよい。

（注）5．資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

（注）6．健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国民、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者で、ある等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

（注）7．年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

（注）8．雇用保険欄には左欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働雇保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

（注）9．建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

（注）10．安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基礎技能者、〇〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

（注）11．建設工事に係る知識及び技術又は技能は、「雇入・職長特別教育」欄に記載。

（注）12．記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

（様式8）～（様式13－2－②）

〔略〕

〔新設〕

27

改正後				改正前			
(様式13-2-③) 別紙 3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）				(様式13-2-③) 別紙 3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）			
1. 分別解体等の方法				1. 分別解体等の方法			
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用		②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用		③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用		④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用		⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用		⑥その他	その他 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
(注)「分別解体の方法」欄については、該当が内場合は記載の必要がない。				(注)「分別解体の方法」欄については、該当が内場合は記載の必要がない。			
2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き） (注)・解体工事の場合のみ記入する。 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。 ・仮設費及び運搬費は含まない。				2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き） (注)・解体工事の場合のみ記入する。 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。 ・仮設費及び運搬費は含まない。			
※ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地				※ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地			
特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地
※ 受注者が選択した施設を記載（品目毎に複数記入可）				※ 受注者が選択した施設を記載（品目毎に複数記入可）			
4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き） (注) 運搬費を含む。				4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き） (注) 運搬費を含む。			
(様式14) ～ (様式34) [略]				(様式14) ～ (様式34) [略]			

(様式 3 5)

休日等作業届

工事名：〇〇〇〇工事

受注者名：(株)〇〇 〇〇

受注者欄				発注者欄				
番号	報告年月日	報告者名 (現場代理人)	作業内容	休日等に作業を行う理由	施工予定時期 年月日	確認 年月日	処理・回答内容	確認者名 (主任監督員)
1	R6.10.28	〇〇 〇〇	1号仮設道路設置	次週は雨天の可能性が非常に高く、土 工作業を行うことが困難なため	R6.11.1 (8:30～17:00)	R6.10.29	受理	〇〇 〇〇
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								

(電子メールを使用する場合)

①受注者は必要事項を記入し、主任監督員及び監督員に送付する。
②発注者は主任監督員が内容を確認した後、必要事項を記入のうえ受注者に送付する。
③受注者は発注者からの回答を受けた後、休日等の作業を行うことができるものとする。
④休日等の作業が全て終了した後にデータを印刷し、最終成果物とする。
(なお、提出の際には打合簿の添付は不要とする。)

(注) 1 行数・幅など不足する場合には、適宜追加すること。

2 本様式については、電子メールを使用し監督職員へ送付する場合も提出とみなすことができる。

(様式 3 5)

休日等作業届

工事名：〇〇〇〇工事

受注者名：(株)〇〇 〇〇

受注者欄				発注者欄				
番号	報告年月日	報告者名 (現場代理人)	作業内容	休日等に作業を行う理由	施工予定時期 年月日	確認 年月日	処理・回答内容	確認者名 (主任監督職員)
1	R6.10.28	〇〇 〇〇	1号仮設道路設置	次週は雨天の可能性が非常に高く、土 工作業を行うことが困難なため	R6.11.1 (8:30～17:00)	R6.10.29	受理	〇〇 〇〇
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								

(電子メールを使用する場合)

①受注者は必要事項を記入し、主任監督員及び監督員に送付する。
②発注者は主任監督員が内容を確認した後、必要事項を記入のうえ受注者に送付する。
③受注者は発注者からの回答を受けた後、休日等の作業を行うことができるものとする。
④休日等の作業が全て終了した後にデータを印刷し、最終成果物とする。
(なお、提出の際には打合簿の添付は不要とする。)

(注) 1 行数・幅など不足する場合には、適宜追加すること。

2 本様式については、電子メールを使用し監督職員へ送付する場合も提出とみなすことができる。

29

改正後	改正前												
(様式36) 事故報告書 年 月 日 主任監督員（氏名） 殿 受注者 住 所 会社名等 現場代理人 土木工事共通仕様書第1編1－1－40の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。 記 1 工事件名 2 契約締結年月日 3 事故発生日時 4 事故発生場所 5 被災者 氏名 性別 生年月日 年齢 所属 職種 経験年数 住所 6 被災者の病状 7 事故原因 8 事故発生状況（位置図、平面図、ポンチ絵等） 9 事故後の措置 <table><thead><tr><th>日 時</th><th>措 置 内 容</th><th>相 手 方</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>（提出後最終措置まで記載し保管する） （別紙としてもよい）</td><td></td></tr></tbody></table> 10 今後の対策 11 添付書類（写真、新聞切抜等） *事故調査委員会（委員長が必要と認めた場合招集）を開催し、報告する。	日 時	措 置 内 容	相 手 方		（提出後最終措置まで記載し保管する） （別紙としてもよい）		(様式36) 事故報告書 年 月 日 主任監督員（氏名） 殿 受注者 住 所 会社名等 現場代理人 土木工事共通仕様書第1編1－1－38の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。 記 1 工事件名 2 契約締結年月日 3 事故発生日時 4 事故発生場所 5 被災者 氏名 性別 生年月日 年齢 所属 職種 経験年数 住所 6 被災者の病状 7 事故原因 8 事故発生状況（位置図、平面図、ポンチ絵等） 9 事故後の措置 <table><thead><tr><th>日 時</th><th>措 置 内 容</th><th>相 手 方</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>（提出後最終措置まで記載し保管する） （別紙としてもよい）</td><td></td></tr></tbody></table> 10 今後の対策 11 添付書類（写真、新聞切抜等） *事故調査委員会（委員長が必要と認めた場合招集）を開催し、報告する。	日 時	措 置 内 容	相 手 方		（提出後最終措置まで記載し保管する） （別紙としてもよい）	
日 時	措 置 内 容	相 手 方											
	（提出後最終措置まで記載し保管する） （別紙としてもよい）												
日 時	措 置 内 容	相 手 方											
	（提出後最終措置まで記載し保管する） （別紙としてもよい）												

改正後	改正前																																																																																								
(様式37) 工事履行報告書 (月分) 年 月 日 主任監督員（氏名） 殿 受注者 住 所 会 社 名 等 現場代理人 工 事 名 年 月 日契約締結した上記の工事について、土木工事共通仕様書第1編1－1－<u>33</u>の規定に基づき工事履行報告書を提出いたします。 <table><thead><tr><th>月 別</th><th>予定工程 % () は工程変更後</th><th>実施工程 %</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注) 工事履行報告書は、契約締結後毎月末に監督職員に提出すること。 なお、工事規模等により監督職員が指示した場合はこの限りではない。 (様式38)～(様式42) [略]	月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考																																									(様式37) 工事履行報告書 (月分) 年 月 日 主任監督員（氏名） 殿 受注者 住 所 会 社 名 等 現場代理人 工 事 名 年 月 日契約締結した上記の工事について、土木工事共通仕様書第1編1－1－<u>32</u>の規定に基づき工事履行報告書を提出いたします。 <table><thead><tr><th>月 別</th><th>予定工程 % () は工程変更後</th><th>実施工程 %</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (注) 工事履行報告書は、契約締結後毎月末に監督職員に提出すること。 なお、工事規模等により監督職員が指示した場合はこの限りではない。 (様式38)～(様式42) [略]	月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考																																								
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考																																																																																						
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考																																																																																						

改 正 後										改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
参考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<table><tr><th colspan="2">指 示</th><th colspan="2">承 諾</th><th colspan="2">協 議</th><th colspan="2">提 出</th><th colspan="2">報 告</th></tr><tr><th>章-節-条</th><th>内 容</th><th>章-節-条</th><th>内 容</th><th>章-節-条</th><th>内 容</th><th>章-節-条</th><th>内 容</th><th>章-節-条</th><th>内 容</th><th>章-節-条</th><th>内 容</th><th>章-節-条</th><th>内 容</th><th>章-節-条</th><th>内 容</th><th>章-節-条</th><th>内 容</th><th>章-節-条</th><th>内 容</th></tr><tr><td colspan="20">第1編 共通編</td></tr><tr><td colspan="20">総則</td></tr><tr><td>1-1-1</td><td>・設計図書間で相違があるとき</td><td>1-1-2</td><td>・品質を証明する試験機関及び同等以上の品質</td><td>1-1-1</td><td>・SI 単位と非 SI 単位との数値が異なる場合</td><td>1-1-3</td><td>・設計図書の照査を行い該当する事実がある場合の確認できる資料</td><td>1-1-24</td><td>・特定建設資材の分別解体等及び再資源化</td><td>1-1-1</td><td>・設計図書間で相違があるとき</td><td>1-1-2</td><td>・品質を証明する試験機関及び同等以上の品質</td><td>1-1-1</td><td>・SI 単位と非 SI 単位との数値が異なる場合</td><td>1-1-3</td><td>・設計図書の照査を行い該当する事実がある場合の確認できる資料</td><td>1-1-23</td><td>・特定建設資材の分別解体等及び再資源化</td></tr><tr><td>1-1-3</td><td>・設計図書の照査範囲を超える資料の作成</td><td>1-1-3</td><td>・契約図書及びその他の図書の第三者への使用・伝達</td><td>1-1-20</td><td>・工期変更</td><td>1-1-4</td><td>・請負代金内訳書、工程表</td><td>1-1-26</td><td>・管理基準値及び規格値から外れた場合、施工方法の改善策</td><td>1-1-3</td><td>・設計図書の照査範囲を超える資料の作成</td><td>1-1-3</td><td>・契約図書及びその他の図書の第三者への使用・伝達</td><td>1-1-19</td><td>・工期変更</td><td>1-1-4</td><td>・建設副産物の使用について設計図書に示されている場合</td><td>1-1-26</td><td>・管理基準値及び規格値から外れた場合、施工方法の改善策</td></tr><tr><td>1-1-6</td><td>・詳細な施工計画書</td><td></td><td></td><td>1-1-23</td><td>・建設副産物の使用について設計図書に示されていない場合</td><td>1-1-6</td><td>・着手前に施工計画書(当初・変更)</td><td>1-1-33</td><td>・履行報告</td><td>1-1-5</td><td>・詳細な施工計画書</td><td></td><td></td><td>1-1-22</td><td>・建設副産物の使用について設計図書に示されていない場合</td><td>1-1-5</td><td>・着手前に施工計画書(当初・変更)</td><td>1-1-32</td><td>・履行報告</td></tr><tr><td>1-1-12</td><td>・工事用地等の復旧方法</td><td>1-1-6</td><td>・施工計画書の記載内容の省略</td><td>1-1-31</td><td>・定めのない工種の施工管理</td><td></td><td>・詳細な施工計画書</td><td>1-1-34</td><td>・週休二日の実施内容</td><td>1-1-16</td><td>・調査・試験に対する協力</td><td></td><td></td><td>1-1-30</td><td>・定めのない工種の施工管理</td><td></td><td>・詳細な施工計画書</td><td>[移設]</td><td>[移設]</td></tr><tr><td>1-1-17</td><td>・調査・試験に対する協力</td><td></td><td></td><td>1-1-36</td><td>・地下埋設物件等に損害を与えた場合の補修</td><td>1-1-7</td><td>・施工体制台帳(低入札の場合)</td><td>1-1-36</td><td>・地下埋設物等を発見した場合</td><td>1-1-17</td><td>・工事の一時中止</td><td>1-1-17</td><td>・中止期間中の維持・管理に関する基本計画書</td><td>1-1-34</td><td>理</td><td>1-1-6</td><td>・施工体制台帳(低入札の場合)</td><td>1-1-34</td><td>・地下埋設物等を発見した場合</td></tr><tr><td>1-1-18</td><td>・工事の一時中止</td><td>1-1-18</td><td>・中止期間中の維持・管理に関する基本計画書</td><td></td><td></td><td></td><td>・施工体制台帳及び施工体系図(当初・変更)</td><td>[削る。]</td><td>[削る。]</td><td>1-1-20</td><td>・支給材料及び貸与品の引渡場所及び返還</td><td>1-1-22</td><td>・建設副産物の任意仮設工事への使用</td><td>1-1-37</td><td>・電子化の範囲等</td><td>1-1-14</td><td>・施工体制台帳及び施工体系図(当初・変更)</td><td>1-1-39</td><td>・環境への影響が予知され又は発生した場合</td></tr><tr><td>1-1-21</td><td>・支給材料及び貸与品の引渡場所及び返還</td><td>1-1-23</td><td>・建設副産物の任意仮設工事への使用</td><td>1-1-39</td><td>・電子化の範囲等</td><td>1-1-41</td><td>・排ガス対策型を使用できない場合</td><td>1-1-42</td><td>・文化財を発見した場合</td><td>1-1-21</td><td>・工事現場発生材の引渡し場所</td><td></td><td></td><td>1-1-39</td><td>・排ガス対策型を使用できない場合</td><td>下請負人の社会保険等加入に関する必要書類の写し</td><td>1-1-40</td><td>・文化財を発見した場合</td><td></td></tr><tr><td>1-1-22</td><td>・工事現場発生材の引渡し場所</td><td>1-1-25</td><td>・工事材料の品質を証明する資料</td><td></td><td></td><td></td><td>・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等</td><td>1-1-45</td><td>・官公庁との交渉等の内容</td><td>1-1-25</td><td>・管理基準値及び規格値から外れた場合</td><td>1-1-24</td><td>・工事材料の品質を証明する資料</td><td>1-1-39</td><td>・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等</td><td>1-1-43</td><td>・官公庁との交渉等の内容</td><td>1-1-47</td><td>・創意工夫等に関する資料</td></tr><tr><td>1-1-26</td><td>・管理基準値及び規格値から外れた場合</td><td>1-1-36</td><td>・公衆に迷惑を及ぼす施工方法</td><td>1-1-51</td><td>・地下埋設物件等に損害を与えた場合の補修</td><td></td><td>・下請負人が社会保険等未加入である場合の特別事情申請書</td><td>1-1-49</td><td>・創意工夫等に関する資料</td><td>1-1-28</td><td>・修補の必要があると認めた場合</td><td></td><td>・設計図書に指定した建設機械以外のより条件にあった施工機械の使用</td><td>1-1-34</td><td>・公衆に迷惑を及ぼす施工方法</td><td>1-1-49</td><td>・下請負人が社会保険等未加入である場合の特別事情申請書</td><td>1-1-49</td><td>・業務の遂行により発明又は考案したとき</td></tr><tr><td>1-1-29</td><td>・修補の必要があると認めた場合</td><td></td><td>・設計図書に指定した建設機械以外のより条件にあった施工機械の使用</td><td></td><td></td><td></td><td>・社会保険等の届出の確認書類</td><td>1-1-51</td><td>・業務の遂行により発明又は考案したとき</td><td>1-1-29</td><td>・工事の出来高に関する資料の作成</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・社会保険等の届出の確認書類</td><td>1-1-51</td><td>・臨機の措置を講じた場合の内容</td></tr><tr><td>1-1-30</td><td>・工事の出来高に関する資料の作成</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1-1-18</td><td>・中止期間中の維持管理基本計画書</td><td>[移設]</td><td>[移設]</td><td>1-1-34</td><td>・地下埋設物の処置</td><td>1-1-44</td><td>・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合</td><td></td><td></td><td>1-1-17</td><td>・中止期間中の維持管理基本計画書</td><td>1-1-52</td><td>・週休二日の実施内容</td></tr><tr><td>1-1-36</td><td>・地下埋設物の処置</td><td>1-1-46</td><td>・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1-1-36</td><td>・工事検査に必要な仮設物の存置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1-1-38</td><td>・工事検査に必要な仮設物の存置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1-1-38</td><td>・事故報告書の提出期日</td><td>1-1-45</td><td>・用地幅杭、測量標及び多角点等の移設</td><td></td><td></td><td>1-1-20</td><td>・支給材料（又は貸与品）の請求書、受領書、返還書</td><td>1-1-47</td><td>・創意工夫等に関する資料</td></tr><tr><td>1-1-40</td><td>・事故報告書の提出期日</td><td>1-1-47</td><td>・用地幅杭、測量標及び多角点等の移設</td><td></td><td></td><td>1-1-21</td><td>・支給材料（又は貸与品）の請求書、受領書、返還書</td><td></td><td></td><td>1-1-39</td><td>・環境への影響が予知され又は発生した場合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1-1-49</td><td>・業務の遂行により発明又は考案したとき</td></tr><tr><td>1-1-41</td><td>・環境への影響が予知され又は発生した場合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1-1-22</td><td>・工事現場発生材報告書</td><td></td><td></td><td>1-1-40</td><td>・文化財を発見した場合の処理</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1-1-21</td><td>・工事現場発生材報告書</td><td>1-1-51</td><td>・臨機の措置を講じた場合の内容</td></tr><tr><td>1-1-42</td><td>・文化財を発見した場合の処理</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1-1-23</td><td>[削る。]</td><td></td><td></td><td>1-1-43</td><td>・関係官公庁への手続きが困難な場合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1-1-22</td><td>・建設発生土搬出帳票及び廃棄物管理票</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1-1-45</td><td>・関係官公庁への手続きが困難な場合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況</td><td></td><td></td><td>1-1-45</td><td>・測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1-1-47</td><td>・測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1-1-25</td><td>・工事材料の品質を証明する資料</td><td></td><td></td><td></td><td>・測量標及び多角点を設置するための基準点</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1-1-24</td><td>・工事材料の品質を証明する資料</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>・測量標及び多角点を設置するための基準点</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1-1-26</td><td>・監督職員の立会願</td><td></td><td></td><td></td><td>・提出書類の書式等に定めのない場合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1-1-25</td><td>・監督職員の立会願</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1-1-48</td><td>・提出書類の書式等に定めのない場合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・施工管理記録、写真等の資料</td><td></td><td></td><td>1-1-46</td><td>・提出書類の書式等に定めのない場合</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>・施工管理記録、写真等の資料</td><td></td><td></td></tr></table>																				指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告		章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	第1編 共通編																				総則																				1-1-1	・設計図書間で相違があるとき	1-1-2	・品質を証明する試験機関及び同等以上の品質	1-1-1	・SI 単位と非 SI 単位との数値が異なる場合	1-1-3	・設計図書の照査を行い該当する事実がある場合の確認できる資料	1-1-24	・特定建設資材の分別解体等及び再資源化	1-1-1	・設計図書間で相違があるとき	1-1-2	・品質を証明する試験機関及び同等以上の品質	1-1-1	・SI 単位と非 SI 単位との数値が異なる場合	1-1-3	・設計図書の照査を行い該当する事実がある場合の確認できる資料	1-1-23	・特定建設資材の分別解体等及び再資源化	1-1-3	・設計図書の照査範囲を超える資料の作成	1-1-3	・契約図書及びその他の図書の第三者への使用・伝達	1-1-20	・工期変更	1-1-4	・請負代金内訳書、工程表	1-1-26	・管理基準値及び規格値から外れた場合、施工方法の改善策	1-1-3	・設計図書の照査範囲を超える資料の作成	1-1-3	・契約図書及びその他の図書の第三者への使用・伝達	1-1-19	・工期変更	1-1-4	・建設副産物の使用について設計図書に示されている場合	1-1-26	・管理基準値及び規格値から外れた場合、施工方法の改善策	1-1-6	・詳細な施工計画書			1-1-23	・建設副産物の使用について設計図書に示されていない場合	1-1-6	・着手前に施工計画書(当初・変更)	1-1-33	・履行報告	1-1-5	・詳細な施工計画書			1-1-22	・建設副産物の使用について設計図書に示されていない場合	1-1-5	・着手前に施工計画書(当初・変更)	1-1-32	・履行報告	1-1-12	・工事用地等の復旧方法	1-1-6	・施工計画書の記載内容の省略	1-1-31	・定めのない工種の施工管理		・詳細な施工計画書	1-1-34	・週休二日の実施内容	1-1-16	・調査・試験に対する協力			1-1-30	・定めのない工種の施工管理		・詳細な施工計画書	[移設]	[移設]	1-1-17	・調査・試験に対する協力			1-1-36	・地下埋設物件等に損害を与えた場合の補修	1-1-7	・施工体制台帳(低入札の場合)	1-1-36	・地下埋設物等を発見した場合	1-1-17	・工事の一時中止	1-1-17	・中止期間中の維持・管理に関する基本計画書	1-1-34	理	1-1-6	・施工体制台帳(低入札の場合)	1-1-34	・地下埋設物等を発見した場合	1-1-18	・工事の一時中止	1-1-18	・中止期間中の維持・管理に関する基本計画書				・施工体制台帳及び施工体系図(当初・変更)	[削る。]	[削る。]	1-1-20	・支給材料及び貸与品の引渡場所及び返還	1-1-22	・建設副産物の任意仮設工事への使用	1-1-37	・電子化の範囲等	1-1-14	・施工体制台帳及び施工体系図(当初・変更)	1-1-39	・環境への影響が予知され又は発生した場合	1-1-21	・支給材料及び貸与品の引渡場所及び返還	1-1-23	・建設副産物の任意仮設工事への使用	1-1-39	・電子化の範囲等	1-1-41	・排ガス対策型を使用できない場合	1-1-42	・文化財を発見した場合	1-1-21	・工事現場発生材の引渡し場所			1-1-39	・排ガス対策型を使用できない場合	下請負人の社会保険等加入に関する必要書類の写し	1-1-40	・文化財を発見した場合		1-1-22	・工事現場発生材の引渡し場所	1-1-25	・工事材料の品質を証明する資料				・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-45	・官公庁との交渉等の内容	1-1-25	・管理基準値及び規格値から外れた場合	1-1-24	・工事材料の品質を証明する資料	1-1-39	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-43	・官公庁との交渉等の内容	1-1-47	・創意工夫等に関する資料	1-1-26	・管理基準値及び規格値から外れた場合	1-1-36	・公衆に迷惑を及ぼす施工方法	1-1-51	・地下埋設物件等に損害を与えた場合の補修		・下請負人が社会保険等未加入である場合の特別事情申請書	1-1-49	・創意工夫等に関する資料	1-1-28	・修補の必要があると認めた場合		・設計図書に指定した建設機械以外のより条件にあった施工機械の使用	1-1-34	・公衆に迷惑を及ぼす施工方法	1-1-49	・下請負人が社会保険等未加入である場合の特別事情申請書	1-1-49	・業務の遂行により発明又は考案したとき	1-1-29	・修補の必要があると認めた場合		・設計図書に指定した建設機械以外のより条件にあった施工機械の使用				・社会保険等の届出の確認書類	1-1-51	・業務の遂行により発明又は考案したとき	1-1-29	・工事の出来高に関する資料の作成						・社会保険等の届出の確認書類	1-1-51	・臨機の措置を講じた場合の内容	1-1-30	・工事の出来高に関する資料の作成					1-1-18	・中止期間中の維持管理基本計画書	[移設]	[移設]	1-1-34	・地下埋設物の処置	1-1-44	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合			1-1-17	・中止期間中の維持管理基本計画書	1-1-52	・週休二日の実施内容	1-1-36	・地下埋設物の処置	1-1-46	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合							1-1-36	・工事検査に必要な仮設物の存置									1-1-38	・工事検査に必要な仮設物の存置									1-1-38	・事故報告書の提出期日	1-1-45	・用地幅杭、測量標及び多角点等の移設			1-1-20	・支給材料（又は貸与品）の請求書、受領書、返還書	1-1-47	・創意工夫等に関する資料	1-1-40	・事故報告書の提出期日	1-1-47	・用地幅杭、測量標及び多角点等の移設			1-1-21	・支給材料（又は貸与品）の請求書、受領書、返還書			1-1-39	・環境への影響が予知され又は発生した場合							1-1-49	・業務の遂行により発明又は考案したとき	1-1-41	・環境への影響が予知され又は発生した場合					1-1-22	・工事現場発生材報告書			1-1-40	・文化財を発見した場合の処理					1-1-21	・工事現場発生材報告書	1-1-51	・臨機の措置を講じた場合の内容	1-1-42	・文化財を発見した場合の処理					1-1-23	[削る。]			1-1-43	・関係官公庁への手続きが困難な場合					1-1-22	・建設発生土搬出帳票及び廃棄物管理票			1-1-45	・関係官公庁への手続きが困難な場合						・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況			1-1-45	・測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合						・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況			1-1-47	・測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合					1-1-25	・工事材料の品質を証明する資料				・測量標及び多角点を設置するための基準点					1-1-24	・工事材料の品質を証明する資料				・測量標及び多角点を設置するための基準点					1-1-26	・監督職員の立会願				・提出書類の書式等に定めのない場合					1-1-25	・監督職員の立会願			1-1-48	・提出書類の書式等に定めのない場合						・施工管理記録、写真等の資料			1-1-46	・提出書類の書式等に定めのない場合						・施工管理記録、写真等の資料												
指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容	章-節-条	内 容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第1編 共通編																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
総則																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1-1-1	・設計図書間で相違があるとき	1-1-2	・品質を証明する試験機関及び同等以上の品質	1-1-1	・SI 単位と非 SI 単位との数値が異なる場合	1-1-3	・設計図書の照査を行い該当する事実がある場合の確認できる資料	1-1-24	・特定建設資材の分別解体等及び再資源化	1-1-1	・設計図書間で相違があるとき	1-1-2	・品質を証明する試験機関及び同等以上の品質	1-1-1	・SI 単位と非 SI 単位との数値が異なる場合	1-1-3	・設計図書の照査を行い該当する事実がある場合の確認できる資料	1-1-23	・特定建設資材の分別解体等及び再資源化																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1-1-3	・設計図書の照査範囲を超える資料の作成	1-1-3	・契約図書及びその他の図書の第三者への使用・伝達	1-1-20	・工期変更	1-1-4	・請負代金内訳書、工程表	1-1-26	・管理基準値及び規格値から外れた場合、施工方法の改善策	1-1-3	・設計図書の照査範囲を超える資料の作成	1-1-3	・契約図書及びその他の図書の第三者への使用・伝達	1-1-19	・工期変更	1-1-4	・建設副産物の使用について設計図書に示されている場合	1-1-26	・管理基準値及び規格値から外れた場合、施工方法の改善策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1-1-6	・詳細な施工計画書			1-1-23	・建設副産物の使用について設計図書に示されていない場合	1-1-6	・着手前に施工計画書(当初・変更)	1-1-33	・履行報告	1-1-5	・詳細な施工計画書			1-1-22	・建設副産物の使用について設計図書に示されていない場合	1-1-5	・着手前に施工計画書(当初・変更)	1-1-32	・履行報告																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1-1-12	・工事用地等の復旧方法	1-1-6	・施工計画書の記載内容の省略	1-1-31	・定めのない工種の施工管理		・詳細な施工計画書	1-1-34	・週休二日の実施内容	1-1-16	・調査・試験に対する協力			1-1-30	・定めのない工種の施工管理		・詳細な施工計画書	[移設]	[移設]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1-1-17	・調査・試験に対する協力			1-1-36	・地下埋設物件等に損害を与えた場合の補修	1-1-7	・施工体制台帳(低入札の場合)	1-1-36	・地下埋設物等を発見した場合	1-1-17	・工事の一時中止	1-1-17	・中止期間中の維持・管理に関する基本計画書	1-1-34	理	1-1-6	・施工体制台帳(低入札の場合)	1-1-34	・地下埋設物等を発見した場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1-1-18	・工事の一時中止	1-1-18	・中止期間中の維持・管理に関する基本計画書				・施工体制台帳及び施工体系図(当初・変更)	[削る。]	[削る。]	1-1-20	・支給材料及び貸与品の引渡場所及び返還	1-1-22	・建設副産物の任意仮設工事への使用	1-1-37	・電子化の範囲等	1-1-14	・施工体制台帳及び施工体系図(当初・変更)	1-1-39	・環境への影響が予知され又は発生した場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1-1-21	・支給材料及び貸与品の引渡場所及び返還	1-1-23	・建設副産物の任意仮設工事への使用	1-1-39	・電子化の範囲等	1-1-41	・排ガス対策型を使用できない場合	1-1-42	・文化財を発見した場合	1-1-21	・工事現場発生材の引渡し場所			1-1-39	・排ガス対策型を使用できない場合	下請負人の社会保険等加入に関する必要書類の写し	1-1-40	・文化財を発見した場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1-1-22	・工事現場発生材の引渡し場所	1-1-25	・工事材料の品質を証明する資料				・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-45	・官公庁との交渉等の内容	1-1-25	・管理基準値及び規格値から外れた場合	1-1-24	・工事材料の品質を証明する資料	1-1-39	・発明又は考案した場合の出願及び権利の帰属等	1-1-43	・官公庁との交渉等の内容	1-1-47	・創意工夫等に関する資料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1-1-26	・管理基準値及び規格値から外れた場合	1-1-36	・公衆に迷惑を及ぼす施工方法	1-1-51	・地下埋設物件等に損害を与えた場合の補修		・下請負人が社会保険等未加入である場合の特別事情申請書	1-1-49	・創意工夫等に関する資料	1-1-28	・修補の必要があると認めた場合		・設計図書に指定した建設機械以外のより条件にあった施工機械の使用	1-1-34	・公衆に迷惑を及ぼす施工方法	1-1-49	・下請負人が社会保険等未加入である場合の特別事情申請書	1-1-49	・業務の遂行により発明又は考案したとき																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1-1-29	・修補の必要があると認めた場合		・設計図書に指定した建設機械以外のより条件にあった施工機械の使用				・社会保険等の届出の確認書類	1-1-51	・業務の遂行により発明又は考案したとき	1-1-29	・工事の出来高に関する資料の作成						・社会保険等の届出の確認書類	1-1-51	・臨機の措置を講じた場合の内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1-1-30	・工事の出来高に関する資料の作成					1-1-18	・中止期間中の維持管理基本計画書	[移設]	[移設]	1-1-34	・地下埋設物の処置	1-1-44	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合			1-1-17	・中止期間中の維持管理基本計画書	1-1-52	・週休二日の実施内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1-1-36	・地下埋設物の処置	1-1-46	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合							1-1-36	・工事検査に必要な仮設物の存置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1-1-38	・工事検査に必要な仮設物の存置									1-1-38	・事故報告書の提出期日	1-1-45	・用地幅杭、測量標及び多角点等の移設			1-1-20	・支給材料（又は貸与品）の請求書、受領書、返還書	1-1-47	・創意工夫等に関する資料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1-1-40	・事故報告書の提出期日	1-1-47	・用地幅杭、測量標及び多角点等の移設			1-1-21	・支給材料（又は貸与品）の請求書、受領書、返還書			1-1-39	・環境への影響が予知され又は発生した場合							1-1-49	・業務の遂行により発明又は考案したとき																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1-1-41	・環境への影響が予知され又は発生した場合					1-1-22	・工事現場発生材報告書			1-1-40	・文化財を発見した場合の処理					1-1-21	・工事現場発生材報告書	1-1-51	・臨機の措置を講じた場合の内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1-1-42	・文化財を発見した場合の処理					1-1-23	[削る。]			1-1-43	・関係官公庁への手続きが困難な場合					1-1-22	・建設発生土搬出帳票及び廃棄物管理票																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1-1-45	・関係官公庁への手続きが困難な場合						・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況			1-1-45	・測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合						・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1-1-47	・測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合					1-1-25	・工事材料の品質を証明する資料				・測量標及び多角点を設置するための基準点					1-1-24	・工事材料の品質を証明する資料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	・測量標及び多角点を設置するための基準点					1-1-26	・監督職員の立会願				・提出書類の書式等に定めのない場合					1-1-25	・監督職員の立会願																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1-1-48	・提出書類の書式等に定めのない場合						・施工管理記録、写真等の資料			1-1-46	・提出書類の書式等に定めのない場合						・施工管理記録、写真等の資料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

改 正 後										改 正 前									
						1-1- <u>27</u>	・施工段階確認簿 ・確認状況写真 ・出来形数量及び出来形図 ・出来形測量に基づく出来形図							1-1- <u>26</u>	・施工段階確認簿 ・確認状況写真 ・出来形数量及び出来形図 ・出来形測量に基づく出来形図				
						1-1- <u>28</u>	・工事完成図 ・管水路工事の管割図							1-1- <u>27</u>	・工事完成図 ・管水路工事の管割図				
						1-1- <u>29</u>	・完成通知書、設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料							1-1- <u>28</u>	・完成通知書、設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料				
						1-1- <u>30</u>	・工事の出来高に関する資料							1-1- <u>29</u>	・工事の出来高に関する資料				
						1-1- <u>31</u>	・施工管理記録							1-1- <u>30</u>	・施工管理記録				
						1-1- <u>39</u>	・電子媒体							1-1- <u>37</u>	・電子媒体				
						1-1- <u>40</u>	・事故報告書							1-1- <u>38</u>	・事故報告書				
						1-1- <u>41</u>	・第三者に損害を与えた場合の回避可否に関する判断資料							1-1- <u>39</u>	・第三者に損害を与えた場合の回避可否に関する判断資料				
						1-1- <u>43</u>	・工食用道路の施工計画書							1-1- <u>41</u>	・工食用道路の施工計画書				
						1-1- <u>45</u>	・法令、条例等による許可書類の写し							1-1- <u>43</u>	・法令、条例等による許可書類の写し				
						1-1- <u>46</u>	・官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合の理由を付した書面							1-1- <u>44</u>	・官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合の理由を付した書面				
						1-1- <u>47</u>	・工事測量の結果							1-1- <u>45</u>	・工事測量の結果				
						1-1- <u>48</u>	・工事請負契約に係る提出書類							1-1- <u>46</u>	・工事請負契約に係る提出書類				
						1-1- <u>52</u>	・発注者用掛金収納書							1-1- <u>50</u>	・発注者用掛金収納書				
材料　[略]										材料　[略]									
施工共通事項										施工共通事項									
[略]	[略]	[略]	[略]	3-2-2	・基準点及び水準点の移設	[略]	[略]	3-2-2	・架空線等上空施設の現地調査結果	[略]	[略]	3-2-2	・基準点及び水準点の移設	[略]	[略]	3-2-2	・架空線等上空施設の現地調査結果	[略]	[略]
				3-3-1	・工事目的物に影響する湧水が発生した場合			3-3-1	・観測記録			3-3-1	・工事目的物に影響する湧水が発生した場合			3-3-1	・観測記録		
					・設計図書に伐開物の処理及び除去作業区分が示されていない場合				・湧水発生により行った応急措置				・設計図書に伐開物の処理及び除去作業区分が示されていない場合				・湧水発生により行った応急措置		
					・設計図書に表土の運搬場所が指定されていない場合			3-3-2	・崩落、地滑り等が生じた場合又はそのおそれがある場合の措置			3-3-2	・設計図書に表土の運搬場所が指定されていない場合			3-3-2	・崩落、地滑り等が生じた場合又はそのおそれがある場合の措置		
				3-3-2	・土質の著しい変化及び予期しない埋設物を発見した場合			3-3-3	・地盤沈下等に伴う応急措置を行った場合			3-3-3	・土質の著しい変化及び予期しない埋設物を発見した場合			3-3-3	・地盤沈下等に伴う応急措置を行った場合		
					・崩落、地すべり等が生じ			3-4-2	・鋼杭の溶接結果				・鋼杭の溶接結果			3-4-2	・鋼杭の溶接結果		
								3-5-4	・植物が枯死した場合の原因調査及び再施工の結果				・植物が枯死した場合の原因調査及び再施工の結果			3-5-4	・植物が枯死した場合の原因調査及び再施工の結果		

改 正 後										改 正 前														
					た場合、又はそのおそれがある場合の対策方法			3-6-3	・発芽不良箇所が生じた場合の原因調査及び再施工の結果							た場合、又はそのおそれがある場合の対策方法					3-6-3	・発芽不良箇所が生じた場合の原因調査及び再施工の結果		
					・基礎地盤の支持力が得られない場合等				・芝が枯死した場合の原因調査及び再施工の結果							・基礎地盤の支持力が得られない場合等						・芝が枯死した場合の原因調査及び再施工の結果		
					・発破施工時の防護柵等が設計図書に示されていない場合			3-7-9	・アルカリ骨材抑制対策の方法							・発破施工時の防護柵等が設計図書に示されていない場合					3-7-9	・アルカリ骨材抑制対策の方法		
				3-3-3	・盛土する地盤に予期しない不良地盤が現れた場合の処理方法			3-9-3	・ガス圧接部の欠陥による外観検査及び超音波深傷検査の結果						3-3-3	・盛土する地盤に予期しない不良地盤が現れた場合の処理方法					3-9-3	・ガス圧接部の欠陥による外観検査及び超音波深傷検査の結果		
					・沈下等の有害な現象があった場合の処理方法			〔削る。〕	〔削る。〕							・沈下等の有害な現象があった場合の処理方法					3-11-2	・路床及び路盤面に異常を 発見した場合		
					・盛土基礎地盤に支持力が得られない場合又は均等に疑問がある場合			〔削る。〕	〔削る。〕							・盛土基礎地盤に支持力が得られない場合又は均等に疑問がある場合					3-11-4	・路盤面に異常を発見した 場合		
					・地盤の沈下又は滑動等が生じるおそれがある場合の処置方法			3-13-2	・C B R を満足しない場合							・地盤の沈下又は滑動等が生じるおそれがある場合の処置方法					3-13-2	・C B R を満足しない場合		
					・設計図書に余盛りの高さが示されていない場合			〔削る。〕	〔削る。〕							・設計図書に余盛りの高さが示されていない場合					3-13-5	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合		
				3-3-4	・路体盛土工の締固め基準を確保できない場合の処理方法			〔削る。〕	〔削る。〕						3-3-4	・路体盛土工の締固め基準を確保できない場合の処理方法					3-13-6	・配合試験と一軸圧縮試験による目標強度の結果		
					・路床盛土工の締固め基準を確保できない場合の処理方法			3-20-7	・電気事業主任技術者の選任							・路床盛土工の締固め基準を確保できない場合の処理方法					3-13-7	・地盤面に異常を発見した 場合		
					・法面の安定を欠く場合及び法面の不陸を招くおそれのある場合											・法面の安定を欠く場合及び法面の不陸を招くおそれのある場合					3-20-7	・電気事業主任技術者の選任		
					・床掘りで崩壊又は破壊のおそれがある構造物等を発見した場合の対応等											・床掘りで崩壊又は破壊のおそれがある構造物等を発見した場合の対応等								
					・湧水等の規模が大きく床掘りが困難な場合の施工方法											・湧水等の規模が大きく床掘りが困難な場合の施工方法								
					・設計図書に示す断面を越えて既設構造物等を切削する場合											・設計図書に示す断面を越えて既設構造物等を切削する場合								
					・水中埋戻しを行う場合の施工方法											・水中埋戻しを行う場合の施工方法								
					・埋戻し用土に有害物を含む場合											・埋戻し用土に有害物を含む場合								
				3-3-8	・指定場所以外に建設発生土を処分する場合の処分方法等										3-3-8	・指定場所以外に建設発生土を処分する場合の処分方法等								
					・受入れ地の施工条件につ											・受入れ地の施工条件につ								

改 正 後											改 正 前												
						いて設計図書に示されて いない場合																	
					3-4-1	・試験杭で十分な情報が得 られない場合の施工方法										3-4-1	・試験杭で十分な情報が得 られない場合の施工方法						
						・杭が破損、わん曲等が発 生したとき又は打込み傾 斜の著しい場合											・杭が破損、わん曲等が発 生したとき又は打込み傾 斜の著しい場合						
						・打込み不能又は指定の支 持力に達しない場合の処 置方法											・打込み不能又は指定の支 持力に達しない場合の処 置方法						
						・土質状況等により設計図 書により難い場合											・土質状況等により設計図 書により難い場合						
					3-4-2	・設計図書に示されていな い場合の溶接の個数及び 箇所										3-4-2	・設計図書に示されていな い場合の溶接の個数及び 箇所						
					3-4-3	・杭径が出来形管理基準を 満たさない場合の補修方 法										3-4-3	・杭径が出来形管理基準を 満たさない場合の補修方 法						
					3-4-5	・沈下に際し火薬類を使用 する必要が生じた場合に おける設計図書										3-4-5	・沈下に際し火薬類を使用 する必要が生じた場合に おける設計図書						
						・著しく沈下が困難な場合 の処理方法											・著しく沈下が困難な場合 の処理方法						
					3-4-7	・矢板が入らない、あるい は破損及び打込み傾斜の 著しい場合										3-4-7	・矢板が入らない、あるい は破損及び打込み傾斜の 著しい場合						
					3-5-1	・排水孔の位置が設計図書 に示されていない場合の 施工方法										3-5-1	・排水孔の位置が設計図書 に示されていない場合の 施工方法						
					3-6-4	・湧水が発生した場合の施 工方法										3-6-4	・湧水が発生した場合の施 工方法						
						・伸縮目地、水抜き孔の施 工において設計図書によ り難い場合											・伸縮目地、水抜き孔の施 工において設計図書によ り難い場合						
					3-6-6	・周辺地盤、アンカー定着 地盤に影響がある場合										3-6-6	・周辺地盤、アンカー定着 地盤に影響がある場合						
						・削孔が不能となった場合 の処置方法											・削孔が不能となった場合 の処置方法						
					3-7-1	・コンクリート使用量が少 量で共通仕様書によらな い場合										3-7-1	・コンクリート使用量が少 量で共通仕様書によらな い場合						
					3-7-2	・トラックアジテータ以外 を使用する場合										3-7-2	・トラックアジテータ以外 を使用する場合						
					3-7-10	・練り混ぜから打ち終わる までの時間が規定する時 間を超える場合										3-7-10	・練り混ぜから打ち終わる までの時間が規定する時 間を超える場合						

改 正 後										改 正 前													
					【削る。】	【削る。】									3-7-11	・表 3-7-2 に示していない							
					3-7-12	・設計書に示されていない 打継目を設ける場合									3-7-12	・設計書に示されていない 打継目を設ける場合							
					3-8-2	・流用等により認証マーク が確認できない場合									3-8-2	・流用等により認証マーク が確認できない場合							
					3-9-3	・鉄筋のガス圧接箇所が設 計図書どおりに施工でき ない場合の処置方法									3-9-3	・鉄筋のガス圧接箇所が設 計図書どおりに施工でき ない場合の処置方法							
					3-11-2	・路床及び路盤面に異常を 発見した場合の処置方法									3-11-2	・路床及び路盤面に異常を 発見した場合の処置方法							
					3-11-3	・瀝青材料の加熱温度 ・路盤面に異常を発見した 場合の処置方法									3-11-3	・瀝青材料の加熱温度 ・路盤面に異常を発見した 場合の処置方法							
					3-11-4	・路盤面に異常を発見した 場合の処置方法									3-11-4	・路盤面に異常を発見した 場合の処置方法							
					3-12-2	・防護柵の設置位置に支障 がある場合又は示されて いない場合 ・金具類の規格及び塗装等 が設計図書に示されてい ない場合									3-12-2	・防護柵の設置位置に支障 がある場合又は示されて いない場合 ・金具類の規格及び塗装等 が設計図書に示されてい ない場合							
					3-13-1	・改良工法、改良材、投入 量の変更を行う場合									3-13-1	・改良工法、改良材、投入 量の変更を行う場合							
					3-13-2	・所定の C B R を満足しな い場合の処置方法									3-13-2	・所定の C B R を満足しな い場合の処置方法							
					3-13-5	・施工現場周辺の地盤等へ の影響が生じた場合の対 応方法									3-13-5	・施工現場周辺の地盤等へ の影響が生じた場合の対 応方法							
					3-13-6	・施工現場周辺の地盤等へ の影響が生じた場合の対 応方法 ・地下埋設物を発見した場 合の対応方法									3-13-6	・施工現場周辺の地盤等へ の影響が生じた場合の対 応方法 ・地下埋設物を発見した場 合の対応方法							
					3-13-7	・掘削面に異常を発見した 場合の処置方法									3-13-7	・掘削面に異常を発見した 場合の処置方法							
					3-15-1	・復旧する耕土厚の確保が 困難となった場合									3-15-1	・復旧する耕土厚の確保が 困難となった場合							
					3-16-2	・発生土が再利用に耐えな い場合の処置方法									3-16-2	・発生土が再利用に耐えな い場合の処置方法							
					3-16-3	・発生材が再利用に耐えな い場合の処置方法									3-16-3	・発生材が再利用に耐えな い場合の処置方法							
					3-17-8	・発生材が再利用に耐えな い場合の処置方法									3-17-8	・発生材が再利用に耐えな い場合の処置方法							
					3-17-9	・発生材が再利用に耐えな									3-17-9	・発生材が再利用に耐えな							

改 正 後										改 正 前									
					3-17-11	い場合の処置方法 ・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法									3-17-11	い場合の処置方法 ・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法			
					3-18-1	・境界杭の設置が設計図書に示されていない場合 ・隣地地権者との間にトラブルが生じた場合									3-18-1	・境界杭の設置が設計図書に示されていない場合 ・隣地地権者との間にトラブルが生じた場合			
					3-18-2	・境界杭が設計図書に示す深さに埋設できないとき									3-18-2	・境界杭が設計図書に示す深さに埋設できないとき			
					3-19-3	・鋼矢板及びFH鋼杭の引き抜き後、地盤に変化が生じた場合 ・根固めブロックに付着した土砂、泥土ごみを現場内において取り除いた後、運搬し難い場合									3-19-3	・鋼矢板及びFH鋼杭の引き抜き後、地盤に変化が生じた場合 ・根固めブロックに付着した土砂、泥土ごみを現場内において取り除いた後、運搬し難い場合			
					3-19-4	・道路施設の撤去で損傷等の悪影響が生じた場合の措置									3-19-4	・道路施設の撤去で損傷等の悪影響が生じた場合の措置			
					3-19-5	・設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合の処分方法									3-19-5	・設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合の処分方法			
					3-20-9	・粉じん濃度 <u>2</u> mg/m ³ を達成することが困難と考えられる場合									3-20-9	・粉じん濃度 <u>3</u> mg/m ³ を達成することが困難と考えられる場合			
					3-20-10	・工事車両が車輪に泥土、土砂を付着したまま現場外に出るおそれがある場合 ・工事用機械及び車両の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合									3-20-10	・工事車両が車輪に泥土、土砂を付着したまま現場外に出るおそれがある場合 ・工事用機械及び車両の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合			
					3-21-2	・濁水処理後の汚泥等の処理方法									3-21-2	・濁水処理後の汚泥等の処理方法			
					3-21-3	・管継目試験の実施が困難な場合									3-21-3	・管継目試験の実施が困難な場合			
第2編 工事別編										第2編 工事別編									
ほ場整備工事 ～ 舗装工事・道路改良工事 [略]										ほ場整備工事 ～ 舗装工事・道路改良工事 [略]									
水路トンネル工事										水路トンネル工事									
[略]	[略]	[略]	[略]		4-2-2	・施工中の異常及び支障を与えるおそれがある場合	[略]	[略]	4-5-1	・岩の分類の境界が現地と一致しない場合 [削る。]	[略]	[略]	[新設]	[新設]		[略]	[略]	4-5-1	・岩の分類の境界が現地と一致しない場合、又は災害防止の措置をとった場合 ・支保工に異常が生じた場合
					4-5-1	・掘削岩質分類表の変更 ・底版支承面が軟弱で沈下のおそれがある場合の沈下防止を図るための方法				・支保工に異常が生じた場合					4-5-1	・掘削岩質分類表の変更 ・底版支承面が軟弱で沈下のおそれがある場合の沈下防止を図るための方法			

改 正 後										改 正 前									
					・支保工パターンが地山条件により、より難しい場合										・支保工パターンが地山条件により、より難しい場合				
					・金網工に使用する材料が湧水等により、これにより難しい場合										・金網工に使用する材料が湧水等により、これにより難しい場合				
					・吹付けコンクリートの湿式方法が湧水等により、より難しい場合										・吹付けコンクリートの湿式方法が湧水等により、より難しい場合				
					・地山からの湧水のため吹き付けコンクリートの施工が困難な場合										・地山からの湧水のため吹き付けコンクリートの施工が困難な場合				
					・ロックボルトが施工できない場合、又は増打ちが必要な場合										・ロックボルトが施工できない場合、又は増打ちが必要な場合				
					・地山条件やせん孔の状況、湧水状況により、設計で示す仕様で施工できない場合										・地山条件やせん孔の状況、湧水状況により、設計で示す仕様で施工できない場合				
					・地山の岩質、地質、せん工の状況から定着方式、定着材が出来ない場合										・地山の岩質、地質、せん工の状況から定着方式、定着材が出来ない場合				
				4-5-2	・覆工のコンクリート打設に湧水がある場合									4-5-2	・覆工のコンクリート打設に湧水がある場合				
					・鋼製支保工以外の支保材料を設計巻厚線内に入れる場合の施工方法										・鋼製支保工以外の支保材料を設計巻厚線内に入れる場合の施工方法				
					・計測Aの結果による覆工コンクリートの打設時期										・計測Aの結果による覆工コンクリートの打設時期				
				4-5-3	・裏込注入の注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等									4-5-3	・裏込注入の注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等				
					・設計図書に示す注入圧力に達しない場合										・設計図書に示す注入圧力に達しない場合				
水路工事 ～ コンクリートダム工事 [略]										水路工事 ～ コンクリートダム工事 [略]									
P C構工事										P C構工事									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[削る。]	[削る。]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	12-2-2	・輸送中の部材に損傷を与えた場合
								[削る。]	[削る。]									12-3-2	・緊張管理計画書で示した荷重計の示度とP C鋼材の抜き出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合
								12-4-1	・伸縮装置の据付位置									12-4-1	・伸縮装置の据付位置
橋梁下部工事 ～ 機橋下部工事 [略]										橋梁下部工事 ～ 機橋下部工事 [略]									
地すべり防止工事										地すべり防止工事									

改 正 後										改 正 前									
[略]	[略]	[略]	[略]	16-2-2	・施工中工事区域内に新たな亀裂の発生等異常を認めた場合	[略]	[略]	16-2-2	[削る。]	[略]	[略]	[略]	[略]	16-2-2	・施工中工事区域内に新たな亀裂の発生等異常を認めた場合				
				16-6-1	・集水井内部の喚起方法等				・掘削中の地質構造、湧水等の記録					16-6-1	・集水井内部の喚起方法等		・掘削中の地質構造、湧水等の記録		
				16-7-2	・設計図書に示す設置位置及び深度とすることが困難な場合			16-7-2	・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後にいても湧水がない場合					16-7-2	・設計図書に示す設置位置及び深度とすることが困難な場合	16-7-2	・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後にいても湧水がない場合		
				16-8-2	・土留工の施工がより難しい場合 ・ライナープレートなしで掘削可能となった場合、又は補強リングが必要となった場合 ・湧水が著しく多くなった場合									16-8-2	・土留工の施工がより難しい場合 ・ライナープレートなしで掘削可能となった場合、又は補強リングが必要となった場合 ・湧水が著しく多くなった場合				
				P Cタンク工事 ～ ため池改修工事 [略]										P Cタンク工事 ～ ため池改修工事 [略]					
推進工事										推進工事									
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	20-4-3	・推進作業に異常が発生した場合 [削る。]	[略]	[略]	[略]	[略]	20-4-3	・推進作業に異常が発生した場合 ・異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合				
建設副産物適正処理推進要綱の改正について [略] 建設工事の発注における再生資源の利用の促進について [略] 建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について [略] 土地改良事業における工事の安全対策について [略]										建設副産物適正処理推進要綱の改正について [略] 建設工事の発注における再生資源の利用の促進について [略] 建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について [略] 土地改良事業における工事の安全対策について [略]									